令和５年第１回西郷村議会定例会

議事日程（３号）

令和５年３月１０日（金曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

| | | | |
|---|---|---|---|
| №５ | ６番 | 河　西　美　次　君 | （Ｐ８１～Ｐ８９） |
| №６ | １０番 | 藤　田　節　夫　君 | （Ｐ９０～Ｐ１０２） |
| №７ | １１番 | 矢　吹　利　夫　君 | （Ｐ１０３～Ｐ１０８） |
| №８ | １３番 | 後　藤　　　功　君 | （Ｐ１０９～Ｐ１２６） |

・出席議員（１６名）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １番 | 鈴木昭司君 | ２番 | 大竹憂子君 | ３番 | 鈴木　修君 |
| ４番 | 君島栄一君 | ５番 | 鈴木武男君 | ６番 | 河西美次君 |
| ７番 | 松田隆志君 | ８番 | 鈴木勝久君 | ９番 | 真船正晃君 |
| １０番 | 藤田節夫君 | １１番 | 矢吹利夫君 | １２番 | 上田秀人君 |
| １３番 | 後藤　功君 | １４番 | 大石雪雄君 | １５番 | 秋山和男君 |
| １６番 | 真船正康君 | | | | |

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 村長 | 髙橋廣志君 | 副村長 | 真船　貞君 |
| 教育長 | 秋山充司君 | 会計管理者兼会計室長 | 関根由美君 |
| 参事兼総務課長 | 福田　修君 | 参事兼企画政策課長 | 伊藤秀雄君 |
| 財政課長 | 渡部祥一君 | 防災課長 | 和知正道君 |
| 税務課長 | 仁平隆太君 | 住民生活課長 | 池田早苗君 |
| 福祉課長 | 相川佐江子君 | 健康推進課長 | 田部井吉行君 |
| 環境保全課長 | 今井　学君 | 産業振興課長 | 相川哲也君 |
| 建設課長 | 相川　晃君 | 拠点整備室長 | 関根　隆君 |
| 上下水道課長 | 木村三義君 | 学校教育課長 | 緑川　浩君 |
| 生涯学習課長 | 須藤隆士君 | 農業委員会事務局長 | 鈴木弘嗣君 |

・本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長兼監査委員主任書記 | 黒須賢博 | 事務局次長兼議事係長兼監査委員書記 | 佐川典孝 |
| 議会事務局庶務係長 | 金田洋子 | | |

◎開議の宣告

○議長（真船正康君）　おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○議長（真船正康君）　日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

３番鈴木修君から、所用のため本日の会議に遅れる旨連絡がありました。

以上、ご報告いたします。

◎一般質問

○議長（真船正康君）　それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第６３条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、１人につき約９０分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第５、６番河西美次君の一般質問を許します。６番河西美次君。

◇６番　河西美次君

１．畑作物の産地支援について

２．教育行政について

３．観光・名所支援について

○６番（河西美次君）　おはようございます。６番河西、通告に従いまして質問させていただきます。

質問第１、畑作物の産地支援についてお伺いいたします。

現在、農業の情勢は、資材や燃料などの価格高騰が続き上昇している生産コストに対し、生産物にとっては販売価格への上乗せができないものもあり、農業経営は非常に厳しい状況になっています。また、国内の食糧自給率は依然と低い状態で、食料の安全供給は早急に解決すべき課題であり、国内産の供給が不足している小麦など転作の作物の拡大が重要であると考えます。

そこで、麦、ソバなどの畑作物の作付拡大を図るため、補助金等の支援についてお尋ねいたします。

○議長（真船正康君）　産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君）　６番河西議員の一般質問にお答えいたします。

畑作物の産地支援ということでございまして、現在、ロシア、ウクライナ情勢により、輸入に依存している肥料や飼料につきましては、安定した供給体制が崩れ、価格が高止まりしている状態が続いております。議員のおっしゃるとおり、食料の安定した生産供給体制の構築は国を挙げての問題となっており、小麦をはじめ、転換作物の拡大が必要と考えているところでございます。

ご質問の令和５年産畑作物の産地支援といたしまして、まず、麦についてでございますけれども、水田転作に対する国の助成事業、水田活用の直接支払交付金というものがございまして１０アール当たり３万５，０００円、県の支援といたしましては、産地交付金と転作助成金というのがございまして１０アール当たり５，０００円の補助となっております。合わせて１０アール当たり４万円の助成制度がございます。

また、取れた数量に対して、畑作物の直接支払交付金といたしましては、等級により変動がございますが、平均して６０キロ当たり約６，０００円の交付金がございます。

続いて、ソバにつきましてでございますが、国の産地交付金で１０アール当たり２万円、村の転作助成といたしまして１０アール当たり２万円となっており、合わせて４万円の助成がございます。

また、取れた数量に対しての直接支払交付金といたしましては、こちらも等級により変動がございますが、平均して４５キロ当たり１万７，０００円ほどの交付金がございます。

さらに、水田の畑地化促進事業というものがございまして、水田から畑地化を行った取組について、対象作物により金額は変わるところでございますけれども、麦、ソバ等の畑作物につきましては１０アール当たり１４万円、その後の畑地化定着支援といたしましては１０アール当たり２万円を５年間、もしくは一括して１０万円の支援が受けられるという制度がございます。

その他、小麦等につきましては、国産化を推進するため、増産を目指す産地に対して作付の団地化、営農技術の導入及び農業機械や乾燥調製施設の導入等に対しての支援制度もございます。

これらの支援内容につきましては、農家の皆様へは塩化カリ配布の説明会での資料配布をしたところでございまして、また、営農計画書配布等の際に周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君）　６番河西美次君の再質問を許します。６番河西美次君。

○６番（河西美次君）　了解いたしました。このような制度について分からない人も多いと思いますので、ぜひ農家の皆様への周知に努めていただき、さらなる支援策を考えていただければと思います。

続きまして、持続可能な農産物の生産供給体制の推進には、地域特性を生かした農産物の生産振興を図る必要があります。農業者の所得向上を図り、農業者が魅力ある農業として若者から支持される職業になり、担い手を確保し、そして本村の農地を荒らすことなく子孫に引き継いでいただくことが大切だと考えます。今後、将来に向けて耕作放棄地を解消するために対応策について伺います。

○議長（真船正康君）　産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

耕作放棄地解消についての対応ということでございますけれども、現状、耕作放棄地となった場合、遊休農地等再生対策事業というものがございます。県の事業となり

ますが、事業費が１０アール当たり３万円以上２００万円未満で、補助率につきましては２分の１、補助上限額は１００万円とされております。

また、福島県農業振興公社による遊休農地解消緊急対策事業というものがございまして、農用区域内の農地のうち、簡易な整備で解消可能な遊休農地であれば、解消費用として１０アール当たり４万３，０００円の範囲で支援がされます。

今後、高齢化や人口減少の本格化により、農業者が減少し、耕作放棄地が拡大することが懸念されておりまして、農地を集約化し、農地を貸したい人と農業の担い手、農業法人等を結びつけ、農地が利用されやすくなるような取組を実施することが必要となっております。

そこで、村におきましては、地域ごとの協議の場を設け、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定し、将来その農地は誰が耕作者となって農地を維持していくのか、農地の地権者から意向を聞き取りをしながら農地の貸手と借手のマッチングに取り組み、耕作放棄地の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君）　６番河西美次君。

○６番（河西美次君）　了解いたしました。農業が衰退することのないよう、農地を守り未来につなげるためにも、担い手の確保に力を入れてもらいたい。耕作放棄地の解消にも取り組んでもらいたいと思います。

では、質問第２、教育行政について。

それでは次に、質問の第２として、教育行政について伺います。昨今、テレビ、新聞報道などにおいて頻繁に取り沙汰されておりますが、教室や部活動など学校現場における教職員の不祥事が問題になっております。

そこで、本村の各学校における不祥事根絶に向け、どのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君）　学校教育課長。

○学校教育課長（緑川　浩君）　６番河西美次議員の一般質問にお答えいたします。

各学校における不祥事根絶に向けての取組についてお答えいたします。

各学校において不祥事の根絶を目指し、他人事を自分事と捉え、教職員一人一人の高い倫理感と教育公務員としての自覚を持ち、学校全体として不祥事根絶を図るために、毎月職員会議後に服務倫理委員会を実施しております。

体罰、交通事故、セクハラなど、各テーマを設定し、それらの資料を教職員が準備し、全教職員で協議を行っております。学校課題となり得る不祥事の事例を取り上げることで教職員一人一人が自分事として意識化を図れるよう、教職員が主体的に参加しております。

また、県教育委員等によるセクハラ、パワハラに関する調査につきましては、本村の教職員の被疑行為は認められませんでした。引き続き、ハラスメント行為防止に向けた教職員の意識高揚を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（真船正康君）　６番河西美次君。

○６番（河西美次君）　校内における不祥事防止対策について、繊細な子どもたちの変化や子どもたちが発するサインを見逃さないよう、教職員が不祥事を他人事としてではなく自らの問題として受け止め、各学校の組織的対応策を行うなど、今後の危機感を持って対応していただきたいと思います。

では、先日報道でありましたけれども、埼玉県で切りつけ事件が発生いたしました。また、千葉県では、卒業式中に教室の金品が盗まれるなど被害が発生したところであります。そこで、各学校の防犯面について、どのような安全対策が行われているか伺います。

○議長（真船正康君）　学校教育課長。

○学校教育課長（緑川　浩君）　各学校の防犯面の安全対策につきまして、お答えいたします。

各学校における安全対策としましては、不審者侵入に対する防犯マニュアルを含む防犯計画や危機管理マニュアルを作成しますとともに、それに基づいた不審者対応訓練や不審者侵入防止のための対策を行っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君）　６番河西美次君。

○６番（河西美次君）　不審者対応訓練を行っているということですが、外部からの不審者などから児童・生徒を守るために定期的に運営を行うことで、安全を確保する必要があると考えます。各校の防犯訓練などはどのようになっているのか、その内容について伺います。

○議長（真船正康君）　学校教育課長。

○学校教育課長（緑川　浩君）　お答えいたします。

学校における防犯訓練では、警察署の協力の下、教職員がさすまた等を使って不審者に対応する訓練や、不審者に気づかれないように児童・生徒を安全に退避させる訓練等を行っております。

また、児童・生徒に対しても警察署の協力の下、防犯教室を実施して、不審者を刺激しない対応の仕方や助けを求める方法等について学び、児童・生徒の防犯意識の啓発を図っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君）　６番河西美次君。

○６番（河西美次君）　各学校において、服務倫理委員会とか防犯訓練があるということで、ソフト面では対策はしっかりと行われているということですが、事件を未然に防ぐために、教職員が日頃アンテナを高くし、危険を見逃さないよう、これから安全対策の充実を図り、児童・生徒等が安全に安心して学校生活を過ごせるよう努めていただきたいと思います。

それでは次に、ハード面の対策について伺いたいと思います。

こういった犯罪を未然に防ぐ意味で、防犯カメラの設置が非常に有効かと思いますが、各学校の防犯カメラの設置状況について、どのようになっているかお伺いいたし

ます。
○議長（真船正康君）　学校教育課長。
○学校教育課長（緑川　浩君）　カメラの設置状況につきまして、お答えいたします。
各小・中学校全ての学校に設置しております。おおむね１台から２台、児童・生徒の登下校の状況、不審者の侵入が見渡せるよう、主に昇降口付近を監視している状況でございます。
以上でございます。
○議長（真船正康君）　６番河西美次君。
○６番（河西美次君）　既に設置されているということですけれども、主に昇降口だけの設置ということで、例えば教室とか体育館で何かあったという、そういう場合は対策、対応ができないのではないか、網羅できないんではないかと思いますが、伺います。
○議長（真船正康君）　学校教育課長。
○学校教育課長（緑川　浩君）　お答えいたします。
議員おただしのとおり、完全な範囲を網羅していくという意味では、足りていない状態であると言えるのではないかと思います。
以上でございます。
○議長（真船正康君）　６番河西美次君。
○６番（河西美次君）　それでは、今後、防犯カメラの増設についてどのような考えなのかお伺いいたします。
○議長（真船正康君）　学校教育課長。
○学校教育課長（緑川　浩君）　お答えいたします。
例えば、教室や体育館などへの設置を想定いたしますと、児童・生徒にとっては常に監視されているという心理状態が生じたり、これは教職員にとっても同じことですが、プライバシーの侵害という点について十分注意をしていく必要がございますので、設置していく場所には児童・生徒、保護者の理解、学校との話合い、そして同意をいただいた上でということが必要になってくると考えております。
この辺の考え方を大事にしながら、また、国から示されている防犯対策に関する方針なども参考に、今後検討してまいりたいと考えております。
以上でございます。
○議長（真船正康君）　６番河西美次君。
○６番（河西美次君）　今のところ西郷村においては、大きな事件などはございませんし、これからも、日頃の先生方の努力、教育委員会の努力、保護者を含めた地域住民の努力のたまものでしょうけれども、明日は我が身という思いで先行し、対策を考えていかなければならない。事が起きてからでは遅いわけです。これからの未来を担う子どもたちが安全で安心に通える学校づくりにしっかりと検討を行っていただきたいと思います。
では、（２）こども基本法について、今後の村の対応をお伺いいたします。
令和５年４月１日よりこども基本法が施行されるが、この中でこども大綱を勘案し

て、市町村における子ども施策について計画を定めるよう努力義務になっている。現在、西郷村第２期子ども・子育て支援事業計画が策定されているが、今後村においては、子ども計画の施策を策定するかどうか伺います。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　６番河西美次議員の一般質問にお答えいたします。

質問第２、教育行政について、質問の２点目、こども基本法について、今後の村の対応として、こども基本法に規定される子ども施策についての計画の策定に関するお尋ねでございます。

令和５年４月１日より施行されるこども基本法においては、市町村における子ども施策についての計画を定めるよう努めるものとすると規定されております。村においては、現在、第２期子ども・子育て支援事業計画が策定されておりますが、次年度以降、子ども計画の策定を進めてまいります。

○議長（真船正康君）　６番河西美次君。

○６番（河西美次君）　こども基本法においては、子ども・若者育成支援推進法で規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律で規定する貧困に関する計画などを含めた一体的な計画が作成されることができるとされているが、村はどのような考えなのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　お答えいたします。

現在策定している第２期子ども・子育て支援事業計画には、次世代育成支援対策行動計画、子どもの貧困対策計画が一体となり作成されている計画となります。子ども計画におきましても、これらの計画及び子ども・若者計画を含める形で一体的に計画を策定を行っていく予定であります。

○議長（真船正康君）　６番河西美次君。

○６番（河西美次君）　子ども基本理念において、年齢や発達程度に応じた子どもの意見、表明機会の確保や子どもの意見の尊重を掲げられているが、子どもの意見についてはどのような聞き取りをどのように反映していくのか伺います。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　お答えいたします。

子どもの意見の反映に関しましては、令和５年度の当初予算にも予算計上をさせていただいておりますが、令和５年度において、子ども計画策定に向けたニーズ調査を行う予定でおります。その中で、子どもに対しても調査を行い、その意見を踏まえて子ども計画を策定していきたいと考えております。

○議長（真船正康君）　６番河西美次君。

○６番（河西美次君）　令和５年度においてニーズの調査を実施するということであったが、子どもへのニーズ調査を行う場合、どのような年齢層に対して、実施調査数はどの程度予定しているのか伺います。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　お答えいたします。
令和５年度実施予定のニーズ調査の概要につきましては、現段階においては、小学生及びその保護者に対してそれぞれ３００人程度、中学生及びその保護者に対してそれぞれ２５０人程度、高校生及びその保護者に対してそれぞれ２５０人程度を予定しております。
○議長（真船正康君）　６番河西美次君。
○６番（河西美次君）　村長の所信表明の中で触れていましたが、常に子どもへの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えた子ども真ん中社会の実現できるような計画を策定していただきたい。
次に、質問第３、観光・名所支援についてお伺いします。
質問の３番目、観光・名所支援についてです。まず、西郷村の観光名所と言えばどこを考えているのか伺います。
○議長（真船正康君）　産業振興課長。
○産業振興課長（相川哲也君）　ただいまのご質問にお答えいたします。
西郷村の主な観光名所といたしましては、いろいろございますが、雪割渓谷や楽翁渓のヤシオツツジ、剣桂などが名所と考えているところでございます。
○議長（真船正康君）　６番河西美次君。
○６番（河西美次君）　雪割渓谷や楽翁渓、剣桂ということですが、では、それらの観光名所のＰＲ活動はどのようなものを行っているのか伺います。
○議長（真船正康君）　産業振興課長。
○産業振興課長（相川哲也君）　観光名所のＰＲ活動ということで、ご質問にお答えいたします。
観光名所のＰＲ活動につきましては、村で作成しているパンフレットや観光協会のガイドブックに掲載をしているところでございますけれども、旬な情報ということで、観光協会と協力し、情報発信を行っているところでございます。
まず、楽翁渓につきましては、ヤシオツツジの名所でございますので、村内の桜の開花情報と併せて西郷村観光協会のＳＮＳ、ツイッターやインスタグラムなどで随時情報を更新しているところでございます。
雪割渓谷につきましては、新しい雪割橋が完成いたしましたので、令和５年度には周辺整備を再開いたします。雪割渓谷につきましては、特に紅葉シーズンにたくさんのお客様がいらっしゃるということがございますので、紅葉の見どころの情報をＳＮＳで情報発信を行っております。
剣桂についてでございますが、ほかの名称と併せて観光ＰＲグッズ、マスクケースや間伐材を使った割り箸などに印刷をしてＰＲを行っております。また、地元ＦＭ局のアナウンサーに読んでいただいた音声案内を作成し、現地や観光協会のＰＲなどで聞くことができるようにしております。
○議長（真船正康君）　６番河西美次君。
○６番（河西美次君）　パンフレットやＳＮＳなど、地道にいろいろやっているという話

でありましたが、いまいち我々には伝わってこないところがあります。ＰＲの方法やＰＲの活動が足りないのではないかと伺います。

○議長（真船正康君）　産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君）　ご質問にお答えいたします。

村単独での情報発信には限りがございまして、パンフレットにつきましてはその発行部数、ＳＮＳに関しましてはフォロワー数に対しての情報発信しかできないというような現状がございます。こういった状況を踏まえ、県南市町村での連携をはじめ、那須、白河、会津地方での連携、県内での連携を取ることによって、さらなる情報の発信網を広げているところでございます。

また、ＳＮＳのフォロワー自体の増加対策ということで、地場産品のＰＲを踏まえたプレゼント企画等も行っておりまして、昨年度、観光協会のツイッターをフォローし、アンケートにご回答いただくと地場産品が抽せんで当たるという企画を実施したところでございます。実施した結果、数百名だったフォロワー数を２，０００人まで増加させたという経緯もございます。

観光地実態調査によりますと、県南地方は誘客数が少ない地域でございまして、今後も情報発信方法や発信された情報を受け取ってもらえるような方策を本村だけではなく、観光協会や周辺市町村と連携し、考えながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君）　６番河西美次君。

○６番（河西美次君）　県南地方の観光客が少ないということでありますが、確かに会津若松や郡山、いわきに比べると県南が少ないということは仕方ないのかなと思います。

ただ、観光資源がないというわけではないと思います。南湖公園は松平定信公ゆかりであるし、それなりに西郷村の楽翁渓や甲子温泉、勝花亭など大いに関連がある。各市町村が連携していかなければ観光客の増加にはつながらないと考えます。各名所のほかに昨年ＴＯＫＩＯ－ＢＡもオープンしている。有名人が西郷村で事業を行っているということは大々的に宣伝すべきだと思います。こういったものをある意味利用して公益的に連携し、西郷村をもっとＰＲしていただきたいと希望します。

次に、追原から由井ケ原、雪割橋までの遊歩道整備についてはどのようになっているのか伺います。

古い雪割橋の展望台に手すりがなく、ロープになっております。高齢者が歩きづらいという声があります。また、西の郷遊歩道の看板が見えづらくなっている状況ですが、今後対応されるか伺います。

○議長（真船正康君）　産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

追原から雪割橋の区間の西の郷遊歩道の整備についてでございますけれども、昨年は、旧雪割橋の撤去工事を行っており、カルミヤ側から進入できない状況であったことから、重機等が進入できない状況が続いておりました。撤去工事が完了した時点で、草刈りや剪定等の環境整備を秋口に実施し、紅葉シーズンや今年の春先の観光客に向

けた整備を行っております。

おただしにありました展望台の手すりや歩道の案内などが見えづらくなっている看板等につきましては、今後予算を計上し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君）　６番河西美次君。

○６番（河西美次君）　村には、西の郷遊歩道や西郷瀞など、魅力ある自然を感じられるスポットがたくさんあります。県内外から来ていただいた方に気持ちよく自然を体験してもらい、また、来てもらうためにもしっかりと環境整備に努めていただきたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○議長（真船正康君）　６番河西美次君の一般質問は終わりました。

次に、通告第６、１０番藤田節夫君の一般質問を許します。１０番藤田節夫君。

◇１０番　藤田節夫君

１．子育て支援について

２．国保行政について

３．福祉行政について

○１０番（藤田節夫君）　１０番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、子育て支援についてお伺いいたします。

１点目として、学校給食費の無料化について伺います。

村長の所信表明でも触れられていましたが、来年度から小・中学校の学校給食費が無償化されることになりました。多くの村民の方や子育て世帯の皆さんから、給食費が無料になって助かります。物価高騰や電気代をはじめ、燃料費の高騰などで家計のやりくりが苦しい中、給食費の無償化は本当によかったなどの声が寄せられています。

岸田首相は、異次元の少子化対策に取り組むと言っていますが、いまだに具体的な策が示されていません。一方、軍事費は、今後５年間で４３兆円ものの予算を国会審議もなく閣議決定してしまいました。異次元の少子化対策に取り組むのであれば、子どもの医療費や給食費の無料化などは本来国でやるべきことで、地域格差があってはならないと思います。

少子化は、社会保障制度の維持だけでなく、労働力の確保や経済の成長など、様々な分野で影響が出てきます。村においては、財政が厳しい中、給食費の無償化に踏み切ったことに対して大変評価をしたいと思います。

無償化に伴って何点かお聞きします。

村外の学校に通っている子どもたちへの対応について伺います。

○議長（真船正康君）　学校教育課長。

○学校教育課長（緑川　浩君）　１０番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項１、子育て支援についての（１）学校給食費の無償化について、その中の村立以外の学校へ通学する児童・生徒の保護者に対し、どのような方法で学校給食費を補助するのかについて、ご質問にお答えいたします。

村内に住所を有し、村立小・中学校以外の学校に通学する児童・生徒の保護者の方が対象となります。補助金額は、小学生の場合、１食当たり２９０円に村立小学校で実施する年間給食の日数の平均値を乗じて計算した金額を、また中学生の場合、１食当たり３３８円に村立中学校で実施する年間給食日数の平均値を乗じて算出した金額をそれぞれ補助金として交付いたします。

以上でございます。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君の再質問を許します。

○１０番（藤田節夫君）　補助金の仕方として、これは一括で補助するということでよろしいでしょうか。

○議長（真船正康君）　学校教育課長。

○学校教育課長（緑川　浩君）　お答えいたします。

一括で補助のほうを予定しております。

以上でございます。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　できれば、早い時期に補助できれば保護者の方も助かるのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、無償化することで、先生方のこれまでやってきた給食費の徴収や滞納処理などが解消されることになると思いますが、先生方の多忙化の解消や公会計化は実現できるのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君）　学校教育課長。

○学校教育課長（緑川　浩君）　お答えいたします。

学校給食費が実質無償化となることで、各小・中学校における学校給食費徴収に係る業務が大幅に削減され、先生方の多忙化解消につながるものと考えます。また、公会計につきましては、今後、必要な調査を詰めながら、再度、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　公会計化は全てできないということで、これは国からももう４年ぐらい前から、先生方の多忙化解消のために公会計化するようにということを指示が出ていますので、できれば早いうちに公会計化に移すべきだと思います。

無償化によって、全ての子どもたちが誰にも気兼ねなく、おいしい給食を取れることは、一番の喜びになります。子どもの貧困率が約７．８人に１人と、その数は増える一方で、子ども食堂などを利用する子どもたちも増え続けていると聞いています。

子どもたちの生活環境が厳しくなってきており、学校給食は子どもたちの命綱と言われています。子どもを産み育てやすい環境を社会全体で持続的につくっていくことが求められてきています。物価が異常に高騰している中、今回の学校給食費の無償化は、子育て支援として大きな前進であり、今後も引き続き、子育て支援や村民の福祉の向上に取り組んでいってほしいと思います。

次の質問に移ります。

次の子育て支援の２つ目ですか。保育園の待機児童について伺いますということで、初めに、待機児童の現在の状況について伺います。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　１０番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

質問第１、子育て支援について。

質問の２点目、保育園の待機児童の現状についてのお尋ねでございました。

国、県によります４月１日時点の待機児童数は、令和元年に１０名、令和２年に１７名、令和３年に１２名、令和４年に４名でございました。こちらの人数は、国や県への調査報告の算出方法により算定した待機児童数でございます。

この待機児童数調査においては、４月１日入所希望以外の方や、育児休暇延長の要件である待機児童という証明が欲しいから待機として扱ってほしいと申し出る方や、

特定の保育園のみを申し込むという方は待機児童の報告から除外されることとなっており、新聞等で報道される人数はこちらの数値となります。

令和４年度末の実数といたしましては、５１名の方が待機となっております。内訳は０歳児４３名、１歳児４名、２歳児４名となっております。令和５年度の待機児童の実数は現時点で１１名となっており、内訳は０歳児１名、１歳児１０名です。

ただし、毎年４月に公表となる待機児童数調査においては、先ほどご説明いたしました特定の園のみを希望される方などは報告数から除外されるため、１１名よりも少ない人数での公表となる見込みです。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　村はこれまで、くまっこ保育園をつくったり、民間事業でやっているはのん保育園ですか、今年度から始まって、少子化と待機児童解消のために頑張ってきてはいるとは思いますが、今改めてこの人数を聞くと、こんなにいるのかということでびっくりしているところですけれども、待機児童の考えというか、国では、待機児童を少しでも少なく見せるために国で定義を決めているんですね。

先ほど課長も言われましたけれども、家から遠くにいる場所、保育園は行きたくないとか、兄弟で別々だったら嫌だというか、そういう方がたくさんいると聞いております。今の説明では、実際は大した数じゃないのに、報告はですよ。ところが実際は、令和４年度だと５１名の方が待機となっているということで、結局、来年度にしたって、それなりの数は行っちゃうのかなと思うんですよね。

そういったことで現状は理解はしましたけれども、相当数のこれに該当しない保護者の方もいるということであります。村では、これまでいろいろやってきたのは私も理解していますが、一番の原因はやっぱり保育士がいないと、保育士の確保が難しいということだと思うんです。

村長も所信表明で述べていますが、保育士の確保が厳しい状況にあるとのことで、保育体制強化事業により保育士の負担軽減を図りながら、保育士の確保と離職の防止に努めて、安定した保育体制を整えていくとのことですが、具体的に保育士確保に対策はあるのか。村長も所信表明で述べているので、ぜひ村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。

○村長（髙橋廣志君）　１０番藤田議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、くまっこ保育園、はのん保育園の整備で待機児童対策をしてきたところであります。保育士の確保は一番の問題であります。私もそのように考えております。その際の就労の際の負担軽減と、村内保育所への就労定着を目的とした保育士就労準備金貸付け事業を令和元年度の入職者より開始しており、これまでに２４名の方へ貸付けを実施しております。うち退職者は８名となっておりますので、７割近くの方は継続して就労していただいている状況であります。

また、同じく就労支援の一環として、令和元年度より、保育士等宿舎借り上げ支援事業を実施しており、補助要件を満たす保育士等の住居に係る費用負担の軽減を行っ

ております。これまで３施設で本事業の活用があり、４名の方の負担軽減を行いました。

令和４年度からは、新たに保育体制強化事業を開始しております。この事業は、保育所において、掃除、食事や昼寝、午睡の準備等、保育に係る周辺業務を担う保育補助者の雇用を行い、保育士の負担軽減を図るというものとなっております。令和４年度は２施設が活用しており、保育士の離職を防止する一助となっていると思っております。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　村では、これまで保育士就職準備金貸付け事業ですか、それと保育士等宿舎借り上げ支援事業は実施してきたのは私も知っておりますけれども、ただいまの村長の話では、２４名がこの保育士就職準備金ですが利用して、８名がこれまで辞められたということが今報告されましたけれども、この時点においてでも、保育士が足りない状況はずっと続いているんですよね。

所信表明でも村長は述べているんですから、これで満足というか、これで保育士が集まってくるんだったらいいんですけれども、集まらないのが状況で、準備金を受け取った人も２４人で８名辞めているということなんですよね。この８名が多いか少ないかはあると思うんですけれども、私は辞める保育士が多いのかなと思います。

これはなぜかといえば、保育士の職場環境なり保育士の処遇なりがやっぱり思った保育ができないということで私は辞めると、辞めていると思いますので、この状態が今後ますます私は続いていくのかなと思います。村長は、このほかに何か対策というか、考えてはいないんですか。特に考えていない。

○議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。

○村長（髙橋廣志君）　今後は、そういうことのないように実態調査をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　実態調査をしながらということですけれども、実態はこういう実態なので、先ほど言われましたけれども、もう５０名の子どもたちが待機児童になっていると。実際は、国に報告はいろんな条件があるので、国の定義もあるのであれですけれども、私はやっぱり保育士が就職しないというかの原因として、保育士の配置基準にあるのかなと思うんです。

今の国の配置基準では、０歳児は保育士１人に対して３人、１歳児と２歳児は１人で６人、３歳児が１人で２０人、４歳、５歳児につきましては１人で３０人、園児を受け持って保育をしているという状況なんですよ。これ４歳、５歳児の配置人数、この基準をいつ決めたかという１９４８年に基準が制定されたんですよ。それからもう７０年ですか、近くなっていますけれども、こういった配置基準で今運営されているわけですよ。

国から保育園に支払われるお金は、この人件費は全てこの人数で払われているので、多くの自治体だったりは国の基準で運営しているわけです。今全国で保育士の増

員、もう１人保育士をつけろというような運動が上がっています。保育士に至っては、１人で２０人、３０人も受け持つわけですから、何時間もトイレを我慢したり、子どもを残してちょっと用事に行くというようなこともできないと言われているんです。ましてや年休などは思ったように取れない。

こういった状況で、若い保育士さんが、定着するとは私は思わないんですよね。それで何か事故が起きれば、保育士の責任になると。今当然保育学校を終わって、保育士として就職したいんだろうけれども、結局そういう条件がＳＮＳ上なんかで流れていますので、保育士になる人が少ないんですよね。別な仕事に、資格だけは取るけれども、別な仕事に就職してしまうという方が多いと思われます。

○議長（真船正康君）　藤田議員。

○１０番（藤田節夫君）　ごめんごめん、何か途中になっちゃったけれども。

○議長（真船正康君）　一旦、あと少しで終わりますか、質問。

○１０番（藤田節夫君）　じゃ、こういった保育士の状況なんで、ぜひほかではやっぱり職場、保育士が働きやすい職場づくりで、保育士を加配してやっている自治体とか民間施設が多いので、ぜひ村としても考えてほしいと思いますので、村長の考えを伺います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君）　ただいま１０番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午前１１時２０分まで休憩いたします。

（午前１１時０１分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君）　再開いたします。

（午前１１時２０分）

○議長（真船正康君）　３番鈴木修議員が着席いたしました。

では、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

１０番藤田節夫君の一般質問に対する答弁を求めます。

○議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。

○村長（髙橋廣志君）　処遇環境あるいは配置基準を見据えた上での村の独自支援は行わないのかということでありますけれども、集団保育が可能な障がいを持った子どもが保育園へ入園した場合には、その障がいの程度により、重度の場合は月額５万５，０００円、中軽度の場合には月額３万５，０００円の補助を保育園に行っております。しかし、通常保育に係る加配保育士に対する補助は、現在のところ行っておりません。

議員のおっしゃるように、人員に余裕がないことに起因する職場環境の悪化が原因で離職することになっては、保育士不足が解消されないこととなります。保育士配置基準については改正の機運も高まっていること、併せて令和５年度から発足するこども家庭庁による施策について今のところ十分な情報が出ておりませんので、今後の情

報に十分注意しながら、保育士を加配して配置する場合の補助について検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　村では、いろいろ子どもの環境も変わってきているということで、今回予算化されましたけれども、児童クラブ、児童館の指導員ですか。それを村独自で指導員を余分に配置させるという予算が計上されていました。

　さらには、各学校に支援員が相当数配置されているんですよね。これもやはり今の子どもたちがそういった環境の中で育ってきているので、なかなか教室になじめないということで、支援員を多く入れないと勉強が進まないという状況で支援員を増員していると思うんですけれども、であるならば、保育園にしても同じ状況なんですよ。

　なぜ保育園には、そういった加配をしないんですか、保育士の。その辺がちょっと私は納得できないし、今村長が答弁なされましたけれども、障がいを持った子どもさんが保育園に入りたいということで保育園で受け止めますけれども、結局今、村長の答弁だと、お金は出しますと、保育園に、障がいの程度によってですけれども、金の金額は。でも、お金を出してもらったって、じゃ、その子どもが保育園の３０人の定数の中に入れば、保育士の負担は大変なものになりますよね。そういったことは考えないんですか。

　以前私が聞いたときは、親が私の子どもは障がいを持っているのでということで保育園に入所すると、その分保育士が加配されたということを聞いていましたけれども、今の答弁では、お金は出すけれども保育士は配置しないと。これでは事故が起きるのが当たり前だと思うんですけれども、せめてその辺は村で見てやっても、お金でやったって保育士にお金がそのまま入るわけじゃないんだし、その辺はどう思いますか、村長。

○議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。

○村長（髙橋廣志君）　議員のおっしゃることは十分理解しております。今後、岸田首相が言っている異次元の少子化対策、それを見据えながら、また、配置計画も検討するということを言っておりますので、それらを勘案しながら今言われたことを十分に応えられるように努力してまいります。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　岸田首相が異次元の少子化対策をやると言っていますけれども、本当に信用しているんですか。私は信用できないですよね。これ本当に各自治体が加配して、保育士が働きやすい環境づくりを自分たちの村で、自治体でやるしかないんですよ、これは。あんな国の言うことを聞いて配置基準、７０年前の配置基準でやらせているんですよ。

　これによって結局、全国でニュースになりますけれども、バスに園児を置いておいてそのまま熱中症で亡くなったり、１人では面倒見切れないんですよ、保育士１人で３０人も。予算化されていないけれども、ぜひ予算をして、保育士の予算を取って、やっぱり多めに保育士を、そういったことで西郷村もやってほしいんですけれども、

さらに言えば、ゼロ歳児で保育士は３人見るわけですよ、ゼロ歳児を１人の保育士で。
これは火災とか本当に災害があった場合、よく言われるんですけれども、２人は抱えられるけれども、じゃ、もう１人どうするんだって。もう１人を置いていくのかって。結局保育士だって２人抱えて、じゃ、この子をどうしようかな。この子、気に食わないから、じゃ、この子を置いて２人抱えて避難するというようなことがもう現実なんですよ、こういうことが。
だから、そういった意味では、やっぱりそういった安全も守れないし、このままでは保育士は集まらない。そういったものを村独自で本当に予算化して保育士の確保をしないとちょっときついのかなと思いますので、村長にはその辺を重々知っていただいて、対策を取っていただきたいと思います。
では、次の質問に移らせていただきます。
これも子育て支援になるんですけれども、在宅保育世帯に給付金を支給するべきか、支給するべきではないかということでお伺いいたします。
今言われましたけれども、実際待機児童が数多くいる中で、保育園に入園できるお子さん世帯はいいとは思いますけれども、そこに入園できないご家庭の方もたくさんいるわけですよ。これ。国、県に報告するのは１１名って来年度は出ていますけれども、実際は今年度だって５１名ですか。来年度だってそのぐらいになると、途中入所とか申込みがたくさんあるので。
そういった中で、じゃ、入れた世帯はいいけれども、入所できない世帯は何も恩恵もないし、当然親御さんだって仕事に就くこともできない、収入も入ってこないという状況なんですよね。そういった意味では、ぜひほかの自治体でも実施していますけれども、金額は別にして、ぜひ在宅保育の世帯にもやっぱり給付金なり補助金というのかな、を出すべきだと思うんですけれども、村長はどのように考えているのかお伺いいたします。
○議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。
○村長（髙橋廣志君）　在宅保育世帯への補助金の支給ということのご質問でありますけれども、これについては令和元年度第２回定例議会から数回にわたって、一般質問におきましても答弁させていただきました。議員おただしの公平にという観点から見ますと、消費税率の高い北欧の国などでは、税金により運営されている保育園など公的サービスを利用していない家庭に対し、なるべく公平に税の分配を行うという考えから、在宅育児手当を国の制度として導入している実例がございます。
また、保育園等を利用している世帯に対しては、子育て世帯への経済的支援の一環として、保育料の無償化の取組が全国的に始まっております。村といたしましても、経済的支援の対象を在宅保育世帯に対しても拡大することは、自宅にいて保育を行っている世帯に対し補助金や給付金を支給することで、保護者の子育てのしやすい環境づくりの一環として育児負担軽減が図られ、安心して家庭で産み育てることができる環境づくりに資するものと考えております。
このことから、在宅保育世帯への助成を導入することにより、様々な効果に加え、

保育費予算の増加抑制につながることが期待されますが、制度設計を考えると、それ以上の村財政負担が必須となりますので、今後、国や県への財源の要望を含め協議して進めていきたいと考えております。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　現在、村には、３歳未満児の人数はどのぐらいいるんですか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　お答えいたします。

村内にいる３歳未満児の人数と、在宅保育をしている乳幼児についてでありますが、現在、３歳未満児は村内に４６１名おります。また、在宅保育をしている乳幼児数、３歳未満児、ゼロ歳、１歳、２歳の在宅保育の状況ということでございますが、直近の年齢別人口から保育園利用者数を差し引いた数で申しますと、０歳児は９２名、１歳児は６３名、２歳児は４４名となっております。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　全体で４６１名で、在宅保育しているのが約２００名ということですね。先ほど村長の答弁がありましたけれども、もうこれをやることによって相当効果があるということが話されました。ましてや保育園の入所ができない状況になるので、在宅に幾らかでも補助してやれば少しは入所を控えるかなという、そういう問題じゃないんですけれども、そういう世帯も出てくるのかなと思います。

財源のお話もありましたけれども、私は子育て支援をするんだったら、在宅で約２００名ですか。これにもう１万円ずつ配ったとしても大したお金では、気持ちなんだよね。子育て支援としてやるかやらないかが、やっぱり村長の本気度が分かるのかなと思います。もうとっくにこの事業をやっている自治体、全国で調べているんだろうから分かると思うんですけれども、村長もやっていないわけじゃないんですけれども、子育て支援、こういった細かいところもやってほしいなと思います。

村では、一時保育、一時預かり保育というんですか、をやっていると思うんですけれどもその内容についてちょっとお伺いいたします。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　お答えいたします。

村の一時保育の内容についてのお尋ねでした。

村内において一時保育を実施している保育園は、まきば保育園とくまっこ保育園の２園となります。まきば保育園の定員は１日１２名となります。くまっこ保育園の定員はおおむね３名程度となります。申込みは月ごとの契約となり、申込期限は園によって異なります。まきば保育園においては前月申込みが基本となります。

一時保育の内容といたしましては、まきば保育園、くまっこ保育園ともに、村内に住所を有し、保護者の就労等により家庭における保育が継続的に困難となる児童で、利用限度は平均週３日、保護者の傷病等により緊急で一時的に保育を必要とする児童は、村内、村外の方が利用可能となっており、利用限度は１か月以内となっておりま

す。私的理由、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担の解消による理由の場合は、村内に住所を有する者となり、利用限度は月７日となります。

時間は、まきば保育園は午前８時半から午後５時まで。くまっこ保育園は午前９時から午後４時半までとなっております。利用料金はまきば保育園で、村内の方は満１歳から３歳未満で１日１，６００円、３歳以上で１日１，０００円となっております。村外の方は満１歳から３歳未満、３歳以上ともに１日２，０００円となっております。くまっこ保育園の利用料金は、村内の方は満１歳から３歳未満で１日１，４２０円、３歳以上で１日８９０円となっております。村外の方については満１歳から３歳未満、３歳以上ともに１日１，７７０円となっております。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　ちょっと聞き漏れたんですけれども、月回数は、１世帯というか１人で何回利用できるんですか。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　お答えいたします。

就労等により家庭における保育が継続的に困難となる児童については、利用限度額が平均週３日となりますので、月にしますと１２日利用可能になるかと思われます。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　じゃ、待機児童の世帯は、週３日利用できるということで理解してよろしいんですか。当然就業をやるということで、それでも入れないという世帯なので、そうすると週３日利用できると大分違うと思うんですけれども、こういった待機児童になった世帯には、やはり何らかの補助なり無料にするなり必要なんじゃないんですかね。

だって、入れなくて就労もできないですよ。週３回あれば何か就労できるかも分からない、保護者によっては。そういった意味では、そういった待機児童になった世帯に対しての何らかの助成をするべきではないかと思いますけれども、課長は無理なので、村長にお伺いいたします。

○議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。

○村長（髙橋廣志君）　待機児童については、今後検討していきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　検討するということですけれども、村長は、昨日の９番議員の質問にも、少子化対策について質問があって、少子化対策は最も重要な課題として取り組んでいきたいということも昨日も述べています。さらには「政経東北」の中でもそのような同じような回答をしていますので、ぜひそういったところも着点というかを置いてやっていただきたいなと思います。

じゃないと、村長がうそを言っていると言われちゃうの。いつも言っているんだけれども、子どもを産み育てることに希望を持ち、安心して子育てできる村づくりを常に目指しているので、そういったところにも本当に助成なり手を差し伸べていただき

たいと思います。

次の質問に移ります。

次に、国保行政を伺いますということで、国民健康保険の算出から子ども均等割の減免について伺いますということで質問を入れております。

国民健康保険税には、所得割、平等割、均等割があります。均等割は、所得のない生まれたばかりの赤ちゃんにも保険税が発生します。そのため、子どもが多い家庭ほど国保税が高くなります。子どもの均等割は少子化対策や子育て支援、貧困対策にも逆行するものです。また、均等割は健保組合や協会けんぽなどの保険料にはありません、保険税ですね、保険税にはありません。他市町村では、独自の減免をしている自治体が増えてきています。村でも子育ての一環として減免すべきと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正康君）　住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君）　１０番藤田節夫議員の質問の第２、国保行政についての国民健康保険税算出から子ども均等割の減免についてにお答えいたします。

現在村では、不足する保険税相当分の財源については基金で補い、急激な税負担を抑えている状況であります。基金を多く保有している市町村であれば、国の制度の適用範囲を拡大し、独自の減免を長く維持することも可能と考えられますが、基金を取崩し、納付金の不足分へ充てている村にとりましては、１８歳までの減免を独自に行うことが現状困難であると考えております。

まずは、税率の早急な見直し、収納率の向上、保険事業による医療費適正化に力を入れ、不足する財源の確保に力を入れ、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　こういった答弁は課長ではなかなか難しいと思うんで、やるやらないの話になっちゃうんで、本当は村長が答弁が正しいのかなと思いますけれども、この問題は以前から問題視されていて、全国で運動が進んでいるんですけれども、今年度からですか。国で就学前まで５割免除しましょうということで実施されました。これは全国の自治体の皆さんや全国市町村会の皆さんからも大分前から要望が出ていたので、国としても踏み切ったと。

就学前まで５割ですから大したお金じゃないんですけれども、負担割合が国、それでも２分の１ですよ、国でやるといって、県４分の１、村４分の１となっています。これは今回の予算書を見ると、国が２分の１で４７万１，０００円、国支出がね。県支出が４分の１の２３万５，０００円、当然村が４分の１なので同じ２３万５，０００円の負担となっています。

そして軽減が未就学児ということで、結局小学校１年生を迎えるとまた元に戻って保険税が高くなるという仕組みなんですけれども、これでは本当にこういった物価高の世の中で、せっかく安くなった保険税が子どもが小学校に上がったらまた上がるという、これも何か矛盾しているなと思うんですけれども、白河もそうですけれども、白河も１８歳まで無料というか減免されています。

保険の税金、基金ですか。基金が裕福なところはそれができるということですけれども、基金がなくても一般財源から入れてやっている自治体はいっぱいあるんですよ。本当にこれは僅かな金だと私は思うんです。もし１８歳までは半額だけ免除するということになっても大したお金じゃないのかなと思うんですけれども、藤田のやろう、何であっちも助成しろ、こっちも助成しろって好き勝手言っていると思うんですけれども、実際はやられているんですよ、少子化対策で全国でこういったことは。西郷村でも、学校給食費無償化になったということは本当にうれしく思っていますけれども、こういったことにも目を向けていってほしいんですよ。

それで、白河で無料というか１８歳まで減免されていますけれども、ここ二、三年で全国の自治体で、１８歳までは無理でも半額免除とか、２子以降は無料にするとかというようなこともやられているので、ぜひそういったことも考慮しながら、村でも取り組んでいっていただきたいと思います。

以上で、次の質問に移ります。

次に、福祉行政として、手話言語条例制定について伺います。

２００６年、国際連合総会で採択された障がい者の権利に関する条例において、手話は言語であると制定されました。この条例は、手話は音声言語と同じように、言語として国際的に認知されたことを意味します。日本でも、２０１１年の障害者基本法の改正で、全ての障がい者は可能な限り、手話言語をはじめ、意思疎通のための手段について選択の機会が確保されると明記されました。

手話言語条例は、手話は独自の言語体制を持つ言語と位置づけ、聞こえない人と聞こえる人が互いに理解し尊重することを目指し、全国の自治体で手話言語条例が制定されてきております。福島県においても、福島県をはじめ１４の自治体で条例が制定されております。白河でも２０１９年１２月に制定され、矢吹町では今年の１月に制定され、活動が進められています。全国でも４３３自治体で条例が制定されています。村でも、障がいのある人もない人も共に生きる村づくりの一環として手話言語条例を制定すべきと思いますが、村長にお伺いいたします。

○議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。

○村長（髙橋廣志君）　手話言語条例制定についてというおただしであります。

全国で４３３自治体で条例が制定されているということでありまして、村でも、障がいのある人もない人も共に生きる村づくりを目指しております。そういう中で、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、ろう者が手話をしやすい環境づくりの推進が必要であることは認識しております。

このことから、村といたしましても手話に対する理解の促進及び手話の普及を推進し、村民がお互いに支え合い、安心して暮らすことができる社会を目指してまいりたいと考えております。

今後は、村の役割として、村民への手話への理解を含めていただくための必要な施策の推進として、手話による情報の発信や情報取得、意思疎通支援に努めるため、手話言語条例は必要であると認識しておりまして、今後条例制定に向かって進んでまい

りたいと思います。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　手話言語条例は必要だと、できれば制定を図っていきたいということですけれども、できれば早い時期に制定をしていただきたいと思います。

それと現在、役場窓口での対応はどのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　お答えいたします。

役場窓口における手話通訳対応の現状についてのお尋ねでございます。

現在、役場窓口において聴覚障がい者の方に対する対応といたしましては、福島県聴覚障害者協会と委託契約を結び、手話通訳者の方を派遣していただき対応していただいております。

費用につきましては、国補助の意思疎通支援事業を活用し、実施しております。本人負担はございません。緊急の場合には遠隔にてタブレットを活用し、福島県聴覚障害者協会の方に通訳をお願いし、窓口等の手続を行っていただいております。この費用につきましても、国の補助の同事業を活用し、対応しております。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　福島県聴覚障害者協会と契約を結び、手話通訳者の方を派遣して対応しているということですが、これでは、聾唖者が窓口に来ても、役場職員との意思疎通ができないのが現実かなと思います。

一昨年、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が国会で制定されました。このことにより電話リレーサービスが生かされ、電話サービスが開始されました。また、緊急時には、先ほど申しましたように遠隔にてタブレットを活用して窓口等の手続を行っているということですが、常備この遠隔タブレットを窓口に置くことで、聾唖者が来てもすぐ窓口で対応できるということだと思うんですけれども、その辺の常備設置するということはどうなんでしょうか。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　お答えいたします。

今後とも国補助の事業を活用しながら、手話通訳者の養成や、遠隔手話通訳用のタブレット端末を窓口に設置するなど、手話通訳環境の充実を図るため、さらには職員向けの研修として手話通訳講座の開催を実施し、役場窓口にて聾者の方への手話通訳対応が少しでもできるよう職員の質の向上を目指すとともに、村民に優しい窓口対応と、村民の皆様にも手話に対する理解と手話の普及を推進してまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君）　ぜひ条例を制定していただき、そういったこともやっていただきたいなと思います。

この制定をする上で、私から何点か要望したいと思うんですけれども、１点目には、条例制定に当たり、当事者や手話サークルなどの関係団体を含めた協議会を設置し、

施策の推進に共に取り組み、実のある中身にしていただきたいと。２つ目に、村内の小・中学校で手話教室を開催し、手話と触れ合える機会をつくること。３つ目に、村職員の手話研修を充実させること。また、希望者には資格取得の支援を行うこと。４つ目に、全村民を対象とした手話講習会を定期的に開催すること。村としての役割はまだまだあると思いますが、当事者や手話サークルの方々と協議して、よりよい条例ができるように要請しまして、私の一般質問は終わります。

○議長（真船正康君）　１０番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君）　一般質問の途中でありますが、これより、午後1時まで休憩いたします。

（午前１１時５７分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君）　再開いたします。

（午後1時００分）

○議長（真船正康君）　休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、通告第７、１１番矢吹利夫君の一般質問を許します。１１番矢吹利夫君。

◇１１番　矢吹利夫君

１．村営住宅について

○１１番（矢吹利夫君）　１１番矢吹利夫です。

通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項、村営住宅について。質問の１点目として、村営住宅の入居状況について質問させていただきます。

村営住宅は、低所得者を対象として、安心安全に暮らしていくための住まいのセーフティーネットとして自治体において整備された住宅であることは理解しておりますが、現在、西郷村において管理する住宅は幾つあるのか。また、住宅別の入居状況について伺います。

○議長（真船正康君）　建設課長。

○建設課長（相川　晃君）　１１番矢吹利夫議員の一般質問にお答えいたします。

村営住宅についての質問の１点目、入居状況について、住宅数及び入居戸数のお尋ねでありました。

はじめに、現在、村が管理しております公営住宅は、村営住宅が７か所、村営住宅の特定賃貸住宅が１か所、定住促進住宅が２か所の計１０か所となっております。

また、入居状況につきましては、３月１日現在でお答えさせていただきます。下羽太団地、全１２戸のうち８戸が入居、新羽太団地、全２０戸のうち１７戸入居、新川谷団地、全８戸のうち７戸が入居、杉山団地、全２４戸のうち２４戸満室となっております。岩下団地、全戸数４８戸のうち４８戸で満室となっております。小田倉原団地、全戸数８戸のうち８戸、全室満室となっております。折口原団地、全５７戸のうち５５戸、特定賃貸住宅新川谷団地、全戸数４戸のうち４戸、定住促進住宅子安森宿舎、全８０戸のうち４０戸、定住促進住宅川谷宿舎、全５戸のうち５戸の入居状況となっております。

村営住宅につきましては、全戸数１８１戸のうち入居戸数１７１戸で、入居率は９４．５％、また、定住促進住宅につきましては、全戸数８５戸に対しまして入居戸数４５戸で、入居率は５２．９％となっております。

以上です。

○議長（真船正康君）　１１番矢吹利夫君の再質問を許します。１１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君）　再質問いたします。

ただいまの答弁ですと、公営住宅は入居率９４．５％と空室が少ない状況でありますが、しかし、定住促進住宅については５２．９％、特に子安森宿舎に関しては半分の５０％と入居率が低い状況となっていますが、その要因はどこにあると考えているのか伺います。

○議長（真船正康君）　建設課長。

○建設課長（相川　晃君）　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、定住促進住宅子安森宿舎の入居率が全戸数８０戸に対しまして４０戸、入居率５０％と低い状況となっております。特に４階、５階の空室が多く、

その要因としては、エレベーター設備がないことや、設備についても老朽化していることが入居率の低い要因の１つであると考えております。

村では、令和５年度において、リフォームの一部として２０戸分のシャワー付きボイラーに改修する費用を予算計上しており、今後も年次計画的に改修を進めていきたいと考えております。

また、入居要件となる所得の算出方法について、公営住宅と同じ公営住宅法施行令の算出方法について、政令月収の算出方式を採用していることも１つの要因であると考えております。

理由としましては、公営住宅の政令月収算定方式は、世帯所得から扶養等の控除を行い、月収を算出した上で、額に応じて家賃の額が決まってまいります。所得から扶養等の控除を差し引くことにより、入居基準となる月収額が下がり、家賃の額が低く抑えられる方式となっております。

しかし、定住促進住宅においては、算出された月収により家賃が変動するものではなく、建物の階層ごとに家賃が定められております。定住促進住宅子安森宿舎の問合せをいただく方の中には、一定の収入があるにもかかわらず、扶養等で所得が控除され、入居基準となる月収額を満たさないという事案も発生しておりますので、扶養等の控除をなくすなど、世帯月収を求める方式にするなどの抜本的変更が必要ではないかと考えております。

村としましても、現在、他自治体の例を参考として改定案を作成するべく取り組んでいるところでございますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（真船正康君）　１１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君）　再質問しますが、定住促進住宅子安森宿舎については、新幹線の駅からも近く、首都圏等への通勤圏内となっており、立地条件に恵まれた住宅であると思います。入居基準がクリアできれば、入居戸数の増加も見込まれると思いますので、先ほど答弁にありましたような入居しやすい月収算出方法への改正案を早期に作成することをお願いして、次の質問に入りたいと思います。

次に、質問の２番目として、村営住宅の現状とこれからの計画について質問させていただきます。

現在、村で管理する公営住宅等については、建築されてからかなりの年数を経過し、老朽化が進んでいる住宅があると聞いておりますが、現在、村として行っている現状の対応と、今後、建て替え等の計画について伺います。

○議長（真船正康君）　建設課長。

○建設課長（相川　晃君）　お答えいたします。

質問の２点目、村営住宅の現状とこれからの計画について、施設の維持管理状況と建て替え等の計画はあるのかとのお尋ねでありました。

村では、平成２６年度から令和５年度までの１０年間を期間として策定した西郷村公営住宅長寿命化計画を基に、令和元年度に上野原団地を廃止、同年、新たに家畜改

良センター職員宿舎として使用されていた物件を購入し、新たに小田倉原団地として整備いたしました。

また、現状として、建築年度が古く、建て替えの候補となる住宅につきましては、財政的な負担面や建て替えをする場合における入居者の転居住宅等の課題もありまして建て替え計画には至っておりませんが、現在、実施しております対応としては、計画的な防水処理を含んだ屋根塗装等の維持工事を実施し、住宅の長寿命化に努めている状況にございます。

村営住宅等のこれからの計画につきましては、令和５年度において、令和６年度から令和１５年度までの１０年間を期間とする新たな西郷村公営住宅長寿命化計画を策定する計画となっております。

計画策定におきましては、将来、当村においても人口減少が予測されているところであることから、村の人口や世帯数等の推計を基に、今後、村が管理すべき適正な住宅ストック数を把握し、建て替え、廃止、改修等により長寿命化を図る住宅等の決定や改修等の時期を計画することとなりますが、建て替え、廃止、改修と全てにおいて多額の費用が必要となってまいりますので、財政部局との協議調整を図り、財政投入の可能な時期を見極め、今後の計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

他自治体の例ではございますが、不足する需要に対し、民間の集合住宅等を借り受け、公営住宅としている自治体もあると聞いておりますので、新たなストックを持つのではなく、民間施設等のストックを利活用するなどの検討も併せて行い、効率的かつ効果的な計画策定に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（真船正康君）　１１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君）　ただいまの答弁ですと、令和５年度において新たな長寿命化計画の策定が計画されているということで、将来を見据えたよりよい計画となることをお願いし、次の質問に入りたいと思います。

次に、質問の３番目として、家賃の滞納者について質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大による収入の減少や、現在の物価高騰の影響により、家賃の納付が厳しくなってきている入居者の方もいると思われますが、家賃が滞納となった場合の村が行っている指導や対応について伺います。

○議長（真船正康君）　建設課長。

○建設課長（相川　晃君）　お答えいたします。

質問の３点目、家賃滞納者はいるのかについて、入居者に対する村の指導や対応はどのようになっているかとのお尋ねでありました。

村では、家賃を滞納する入居者に対しては、未納家賃の徴収の流れを定めた西郷村管理住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づき、督促状や催告書の送付、また、電話や訪問等による納付指導を行い、未納家賃の縮小に努めている状況にございます。

以上です。

○議長（真船正康君）　１１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君）　ただいまの答弁にありました西郷村管理住宅家賃滞納整理事務処理要綱は、具体的にはどのような手順により納付指導を行うことになっているのか伺います。

○議長（真船正康君）　建設課長。

○建設課長（相川　晃君）　お答えいたします。

滞納整理事務処理要綱に基づき、村が行う納付指導の流れについてのお尋ねでございますが、住宅の家賃は、原則、毎月末日にその月分を納付することとなっており、納期限までに家賃の納付が確認できない入居者に対しては、納期限後２０日以内に督促状を送付いたします。さらに、督促状を送付しているにもかかわらず３か月以上家賃を滞納した場合は、催告書の送付と併せて面談の上、納付指導を行い、分納等の納付誓約を徴することとなります。

その後、納付誓約が遵守されているのかの確認を行い、誓約が遵守されない状況であれば連帯保証人に対して納付指導の依頼を行い、さらに制約が遵守されず、１２か月以上の家賃が滞納となった場合は、入居者に対し最終通告及び明渡し予告を行うこととなっております。最終的には、明渡し請求等の提訴を行うということになります。

以上が村の対応の流れとなりますが、村からの指導等に速やかには応じていただけない入居者がいるのも実情でございまして、建設課においては、そのような入居者については担当者を決め、月１回の定期的な課内打合せによる情報共有を行い、全課員で協力し、電話連絡や文書の差し込み、戸別訪問等を行い、未納家賃の縮小に向け取り組んでいるところでございます。ご理解賜りますよう、お願いいたします。

○議長（真船正康君）　１１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君）　再質問しますが、ただいまの答弁にありました要綱に基づき、担当課としては家賃の滞納を減らすため大変苦慮していることと思いますが、それでは、現在の家賃の滞納状況についてはどうなっているのか伺います。分かるのであれば、各住宅別に示していただきたいと思います。

○議長（真船正康君）　建設課長。

○建設課長（相川　晃君）　お答えいたします。

各住宅別の未納世帯数と現年度分と過年度分を合わせた現時点の未納金額をお答えさせていただきますが、世帯数、金額につきましては、現年度分において一月でも未納となっている数字が含まれております。

まず、折口原団地、４世帯、４万５，６００円。新羽太団地、５世帯、１３万２，９００円。新羽太団地、２世帯、１万３，５００円。新川谷団地、未納なし。杉山団地６世帯、２１万８，１００円。岩下団地、１７世帯、２０４万８，４００円。小田倉原団地、未納なし。川谷特賃住宅、３世帯、３４万５，２００円。定住促進住宅子安森宿舎、１１世帯、６５万１，０００円。定住促進住宅川谷宿舎、２世帯、２０万３，０００円となっておりまして、合計では、延べ５０世帯、３６５万７，７００円となっております。

以上です。

○議長（真船正康君）　１１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君）　ただいまの答弁では、合計で延べ５０世帯で約３７０万円の滞納があるとのことですが、その中には、長期にわたり滞納している入居者がいるのか伺います。

○議長（真船正康君）　建設課長。

○建設課長（相川　晃君）　お答えさせていただきます。

長期間、家賃が未納となっている入居者がいるのかとのお尋ねでございますが、入居者の中には、過年度分の家賃が未納となっており、現在、その支払いをしている入居者や、既に住宅を退去していますが、入居中の家賃が未納となっていた方もいらっしゃり、現在支払っている状況にございます。

村では、そのような入居者とは面談等を行い、内容を確認した上で、現年度分に加え、過年度分を分納していく旨の納付誓約を結び、未納家賃の収納に努めているところでございます。

ただし、やむを得ない事情により家賃の支払いが難しい、また遅れるなどの場合を除き、一定の収入がありながらも再三の納付指導に応じない場合においては、村の顧問弁護士等と相談するなどし、対応について助言を求めているところでございます。特に悪質となれば、西郷村村営住宅条例第３９条に基づく住宅の明渡し請求など、厳しい対応を取らざるを得ない場合もあると考えておりますので、ご理解賜りますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長（真船正康君）　１１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君）　村としての対応については理解しましたが、税金の滞納については、差押えや公売等の強制執行が行われるわけですから、家賃をやむを得ない事情により支払うことができないなどを除いては、住宅に入居したくても入れないという方もいると思いますので、家賃の滞納についても入居者間で不公平にならないよう、未納対策についてはしっかりと対応していただきたいと思います。

最後に村長に伺いますが、西郷村管理住宅家賃滞納整理事務処理要綱なんですけれども、趣旨の中では、第１条、村管理住宅の家賃の滞納整理事務を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとすると書いてあるんですけれども、その中で、第４条、村長は、滞納者に対し戸別訪問、電話、文書、呼出し等により納付指導を行うものとすると書いてあるんです。

いろいろと事情はありますが、最終的なまとめとして、村長はどういう形で滞納者、滞納金を納付するような方向で考えているか。納付指導の中ではいろいろうたっておりますが、それを割愛して、今言った文書の中でどう考えているのか、最後にお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。

○村長（髙橋廣志君）　矢吹議員の質問にお答えいたします。

滞納整理事務処理要綱のマニュアルに基づき、職員は、先ほど説明したようにやっていると思います。

ただ、今言ったように滞納者がいる。滞納者の中にも本当に困っている方もいるかと思います。また、ずるい人もいるかと思います。そういうのは、やはり戸別訪問しながら、助ける者、退去してもらう者をはっきりしながら、これは家賃でありますので、しっかり対応していくように努めてまいります。

○議長（真船正康君）　１１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君）　最後になりますが、不公平にならないように、村長もいろいろと担当課と聞いておりますが、いろいろ相談に応じて、一般的には考えられない状況なんですよね。私も、小さいですけれども不動産やっております。こういうことは事情がありますけれども、よろしくお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正康君）　１１番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

次に、通告第８、１３番後藤功君の一般質問を許します。１３番後藤功君。

◇１３番　後藤　功君
１．村長の政治姿勢について
２．教育行政について

○１３番（後藤　功君）　１３番後藤でございます。

一般質問をします。

質問事項の順序ですが、憲法改正を最初に言います。

○議長（真船正康君）　質問要旨の（４）番を先にですか。（４）番からお願いします。

○１３番（後藤　功君）　順序を入れ替えて申したいと思います。

村長の憲法９条ということであります。これは国会あるいは地方議会も、ストレートに憲法を変えたらどうだとか、どうなんだということは、あまり例はないかと思います。村長自身もちょっと戸惑ったかもしれない。

しかし、政治家として、一般の人はそういうことを問われても、どうのこうのというのはある。でも、我々は、少なくとも最低限、特にこの憲法９条とか国の根幹に関わる問題を曖昧としてはいかんと思うんです。やはり、はっきり今の憲法をそのまま遵守して守るべきだとか、いや、この辺で変えていくべきだとか、そういう考えは当然あってしかるべきだと私は思います。

ところで、おまえはどうなんだと。それは村長にまず聞いてからにしますが、なぜ私がこういう憲法問題、特に９条問題ということを取り上げたかと申し上げますと、さきの議会でも申し上げましたが、世界情勢が劇的に変化しています。従来から、こういう問題は日本で危惧されていた問題なんですが、現実にこの世界情勢はロシアのウクライナの侵攻によって世界感、戦争感とかいろいろな面で、安全保障とかそういうことで変わりました。我々一般国民あるいは世界の国民も、もはや、目の前で起こっていることを無視できなくなった。明日は我が身です。今までは１つの性善説に立って、日本国憲法で、第９条において、私はとっくの昔から、こんなのはまやかしであって、現実の世界には対処できないという危惧をしていましたが、今日に至っては、これは現実のものとなった。

憲法９条というのはどういうことかと改めて確認しますと、憲法９条において、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力により威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを破棄すると、こういうことをうたわれています。これは歴史で、いろいろな研究学者、あるいはどのようにしてこういうことが日本国憲法でうたわれたのかと。それは占領軍のマッカーサー、いわゆるＧＨＱに押しつけられた憲法なんだと。そういうことであるならば、日本国は、もう二度とああいった太平洋戦争、いわゆる侵略戦争、いや、そうではないという学説もいろいろあります。そういったことにおいて、日本は二度とそういう戦争をしては駄目なんだと。侵略戦争は駄目だと。日本の国力をそぐために、そういう憲法をつくった。そういう説がある。私もなるほどなと。これは半分ぐらいは同意するんです。

お花畑というか、そういう感覚でうたわれています。前項の目的に達するため、陸

海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は認めないんだと。これは、世の中の日本以外の国は全て公正で、こちらがそうしなきゃ、みんな誠実に平和を願っているんだと。これは、とんでもない話です。現実には、北朝鮮、今侵略戦争を起こしているロシア、それから中国も日本に向かってミサイルを向けているわけです。仮想敵国です。そういう状況の中にあって、我々は、なおこういうお花畑的な感覚で、のんびりとしたことで安穏に暮らしているわけです。

しかしながら、ウクライナの例を見れば、ある日突然、何の罪もない市民にミサイルをがんがんぶち込んで、そして殺しているわけです。こういうことが我々の国でこれから起きないとも限らないのです。これはロシアなんかの矛先を見れば、北方領土からどっと入ってきて、たちまちそういう状態になるでしょう。そして、太平洋戦争末期に、突如として、日本が戦争に負けると分かっていて、どっと北方領土を占領しちゃったと。そういう歴史があります。

これは、髙橋村長が、だからといってどういうふうに現実に動かせるものではないですけれども、私が言いたいのは、そういう現行憲法の第９条をどのように思っているのかと。あくまでも、憲法でうたわれていることを守っていくとか、自分なりの見解があるでしょうから、その辺をまずお聞かせください。

〇議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。

〇村長（髙橋廣志君）　１３番後藤議員の一般質問にお答えいたします。

憲法９条ということで大変難しい問題で、私もびっくりしております。今、議員がおっしゃるとおり、私もそのような理解もしております。

東日本大震災以降は放射能対策でありました。それが収まりかけたところに、今度は新型コロナウイルスということで、目に見えない敵との戦いでありましたけれども、昨年の２月２４日、ロシアが突如、ウクライナに侵攻したということで、本当にびっくりしているところであります。報道を見ますと、子どもが泣いて歩いている姿とか、本当にそれを見ると胸が引き裂かれる思いであります。一日も早く終息することを願っている１人であります。

憲法９条は、昭和２１年１１月３日に公布されましたけれども、議員がおっしゃるように、第１項では戦争の放棄、武力行使の放棄、武力威嚇の放棄ということをうたっておりますし、第２項においては、陸海空軍その他戦力の不保持、交戦権の否認ということで、これはこれですばらしい。当時、敗戦、そして原爆を受けた日本人として、この思いを憲法に表したということで、それはそれで評価したいと思います。

ただ、今言いましたように、ロシアの侵攻によって世界は大きく変わりました。対岸の火事とは言えない状況だと私も思っております。北朝鮮のミサイルとか台湾問題、いろいろあります。そんな中でどうなんだということでありますけども、憲法改正は一度も行っていない日本の憲法は、ドイツあたりは５０回、アメリカ、フランスなんかも１８回ほどやっておりまして、それなりの日本憲法は価値があるんじゃないかと思っております。

そして、今後、情勢がいろいろ変わっていくと思います。昨年のＮＨＫの世論調査

によりますと、憲法改正について改正すべきだという人が３１％、今のままでよいというのが３０％、どちらとも言えないというのが３４％ということで頭に入っています。そのように三者三様いろいろあると思います。

　今後、その情勢を見極めながら、もう一つ言いたいのは、ロシアの侵攻もそうですけれども、人口減少は静かなる有事と言われています。そういうことも大切に考えていかなきゃならないと思っておりますけれども、それなりに難しい問題であるということをお話しして、答弁にかえさせていただきたいと思います。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君の再質問を許します。

○１３番（後藤　功君）　今村長は、憲法９条を変えるとか、変えないとか、それは言っていないよね。世の中の体制が８割になったらそういうふうに変えると。政治家としては、あまり言うと、立場上、失脚するおそれもある。やはり、日本の国民は、共産党さんをはじめ、それは何だということが巻き起こりますから、それは分かるんですが、しかしながら、このぐらいは当然、理想であっても、将来的には変える必要があるとか、その辺ぐらいは踏み込んでも決して差し支えない。これは実際、自民党の政府高官あるいは首相経験者でも、さきに亡くなった石原慎太郎氏もよく言っていました。石原慎太郎さんというのは、日本は核武装すべきだと。まさに私は、ある意味では炯眼じゃないかと。やはり、国際情勢とか日本の生存権に関わることは、決して無責任な態度であってはならないんですよ、特に政治家は。それをあえて私はこういう場で取り上げて、どうにもならないかもしれないけれども、村長は政治家としてどうなんだということを聞きたかったわけです。もう一度聞きます。その辺、もう一回どうですか。

○議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。

○村長（髙橋廣志君）　今回、ウクライナの侵攻によって、私もいろいろ考えております。まずはエネルギー、飼料、肥料とか資材、小麦粉をはじめ、原油をはじめ、本当に国債依存が大きかったためにこのように苦労しておりますし、また、本当に国力はそれでいいのかという疑問も持っております。ある程度、国力も大事かなと思っています。それと、やはり食糧の需給力もアップさせなきゃならないといういろいろな迷走をしております。

　どうなのかということでありますけれども、まず平和を望んでいって、そして、国際協調を望むということで、私としては、今後、本当に情勢を見ながら、私なりに判断していきたいと考えております。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君。

○１３番（後藤　功君）　今の答弁は、情勢ね。一旦、ミサイルが飛んできた。それで情勢を見てからという判断ですね。

　今、村長はまだ聞いていないことを言っているんだけれども、食糧問題以前に、これは重大なことなんです。要するに、例えば中国、台湾が有事になったら、海上輸送路は絶たれてしまうんです。まさにこれも安全保障の問題です。食糧が足りないとかの以前の問題として、いかに日本の食糧を運ぶのに水路を守るかという軍事的なこと

を問われるんです。それをどうするかということで、今論議されているわけです。そのぐらいの基本的なことを、やはり、村長として認識していなきゃならないということを言いたいわけです。このことをいつまでも言っても切りがありませんから、この辺でやめますが、そのことについて、あなたはどうなんだと。

私は、性善説に立てば、この憲法の精神は大いにそれはそうなんだけれども、しかしながら、世の中は、どう見渡しても性善説では成り立たない。犯罪も日常茶飯事。学校教育において、みんないい人なんだから、お互いに仲よくやりましょうと言っても、いじめやけんかも絶えないし、殺人事件も日常茶飯事です。交通違反もする。なくならないです。だから、やはり、そこには罰を科したいろいろなことでやっているわけでしょう。私は、やはり、１つの性悪説に立って、世の中には悪いやつもごろごろいるし、ひっ捕らえて、刑務所にぶち込んだり、そういうことをしないと、野放し状態です。私はそういう１つの考えを持っています。

ですから、この憲法９条も、私はこの辺で変えたほうがいいと。なぜなら、９条が１つの足かせになって、何をやるにしても全部ストップしたわけです。本当はこれは国会議員あたりが活発に議論してやるべきなんだけれども、皆さん、やはり村長と同じく逃げているわけです。有権者の反発を食う。本当のことを言わない。かなり国のことを真剣に考えている人だけが言って、あとは自分が選挙でいかに票を取るかで、みんなごまかしてきているわけです。現政権の自民党もそうです。本当に国をどうするかというのはよくよくいない。そして、公明党がその足を引っ張っている。これを解消しなければ、私はよくならないと思いますが、やはり、これだけずぶずぶになっていくと、なかなか抜けられない。ますます日本の国をどうなっちゃうのかなと。こういうことで村長の見解を伺ったわけですが、それはその辺でいいでしょう。

次に、核兵器のほうで、憲法を変えるという概念を変えない限り、当然踏み込めないです。核という問題に対して、相当我々はアレルギーもあるし、太平洋戦争の最後に日本は原爆を二度も落とされて、非人道的な現実を背負って、そのトラウマというか、そういうことで非常に核に対しては大変ナーバスになっている。これも分かります。私も広島の原爆資料館などを見れば、本当に悲惨な写真あるいは資料いろいろな当時の模様を拝見しますと、本当に二度とこういうことはあってはならぬと。

しかし一方では、例えばパキスタンは、インドとの核競争において開発しました。日本も１９４５年、当時、核兵器を持っていればアメリカにやられなかったんだと。まさにそれは、そのとおりなんです。日本も持っていれば、アメリカにやられなかったんです。今は、ウクライナがそうでしょう。ウクライナが核を放棄せず核が何十発もあったら、ロシアもいくらプーチン大統領が狂っていても、そうはいかなかった。

しかし、核を持っていないために、逆に攻め込まれている。こういう現実を私は憂うわけです。力の均衡、核の抑止論で言えば、やはり、相手が飛び道具、日本を一発で殲滅する力で脅された場合は、もうどうにもならない。物事は何でもかんでも世の中を広く見渡せば、何で子どもや女性がみんな犯罪者の被害に遭うのかというと、弱いからでしょう。屈強な男性には我々は飛びかかっていかないです。何度も申し上げ

ますが警察官の武装をして、ピストルを持って、警棒を持った警察官に、柔剣道何段の人に、あのやろうと襲いかかるのはよほどの者でないとできない。それと同じで、やはり、本当に戦争を抑止するためには、やはり、同等の武力、そういう力を持たなきゃ駄目だということを私は思います。それが１つの核抑止論になるわけです。そういうことをよく分からないと、お花畑で何とかになるんだろうと。そういうことで、我々は平和が当たり前のように暮らしています。そこに私は、本当に危機感を持っている。そういった意味で、私も、この辺で日本も核武装をすべきだと。政治家としてこれを言うのに、相当勇気が要るんですよ。しかしながら、そういうことを考えれば、言わざるを得ないと。

ほかに何があるんだと。みんな非現実的なお花畑では、いや、そうは言っても日本だけ平和的に相手に、中国の習近平様と、みんなそうです。そうすれば、相手だって攻めてこないと。とんでもない話です。そこの見解、考え方の違いなんですが、私は非常に危険だと。そういうことで、あえて私はこの場で申し上げておきたいわけです。そのことに対して答弁は期待しないですが、もう一回、核の問題についてお答えください。

○議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。

○村長（髙橋廣志君）　後藤議員は核武装すべきだと言っていることも一部理解できますけれども、私はこの立場にいるものですから、核保有についてお話しさせていただきます。

先ほどもお話ししましたけれども、日本は唯一の原爆を２か所で受けている国です。そういったところで、持たず、つくらず、持ち込ませずという非核三原則があります。これまでも核兵器廃絶に向けた取組を日本で行っております。先ほど言いましたがウクライナもそうですよね。核があったんですけれども、放棄したために狙われたと。それも一理あるかと思います。

そんな中で一方では、アメリカの原子力潜水艦の日本寄港などで、実際には、アメリカの核の傘を用いながら、日本独自の核配備と核の共有はしないというのが現状ではないかと認識しております。

日本においても、理論上は核兵器による抑止力を持つことは可能かもしれません。しかし、実際問題として、周辺諸国との関連性や、唯一の核被爆国であることなどからも、核兵器を保持することについては、私としては抵抗があります。どちらかといえば反対であります。国として、有事の抑止力を持つことも重要でありますが、先ほどもお話ししましたように、いずれにしても、核が二度と使用されない世界であってほしいと私は望むものであります。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君。

○１３番（後藤　功君）　村長にこれ以上どうのこうの言っても仕方ないのですが、私なりに補足しますと、私も何も核をやたらに使えとか、そういうことではない。あくまでも抑止としてどうなんだと。非核三原則も、当時の佐藤栄作総理がアメリカの沖縄返還に関して、核をつくらず、持ち込ませず、アメリカ軍は現実には持っているわけ

だ。しかし、そうは言っても、現実にはアメリカ海軍の艦艇には積んでいるんです。横須賀なり、佐世保なり、みんな入港しているわけです。日本はある意味では、そういう汚れたことをずるいわけだよな。自分はきれいごとを言って、相手には汚れ役をやらせるというのは、これは欺瞞です。その辺は曖昧にしてはどうなんだと。むしろアメリカ軍に頼るんだったら、核共有をして、堂々と日本にありますよと言ったほうが相手側に対しては抑止力になるわけです。あるくせに、ないです、ないですと。いざとなったら、持ち込ませている。

でも片や、有事になったら日本を守ってくださいというのは、どういうことなんだと。だから、ある意味では、日本はずるいんだと。私もそう思います。その辺を、やはり、こういう場で活発にこれからはきちっとはっきりと物事を言って整理していかないと、国民に対しても、気づかないで、また最悪の事態になるんじゃないか、そういう危惧から、私は今回取り上げているんです。この問題は、これで終わります。

質問に移りますが、外国に国籍を有する外国人は西郷村に何人いるのか。また、生活保護を受けている外国人はいるのか、いないのか。日本人で生活保護を受けている世帯は何世帯なのか、その現状を聞いておきます。

○議長（真船正康君）　住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君）　１３番後藤功議員の一般質問にお答えいたします。

村内に居住する外国人の人数は２７８人でございます。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　１３番後藤功議員の一般質問にお答えいたします。

質問第１、村長の政治姿勢について。質問２点目の村内に居住する外国人のうち、生活保護を受けている外国人は何人いるのか。また、日本人の生活保護世帯の推移についてのお尋ねでございます。

まず、生活保護を受けている外国人は、２世帯、３名となります。

また、生活保護世帯の５年間の推移を申し上げます。各年３月末現在の施設入所を除いた在宅のみの数字となります。平成３０年、６３世帯、令和元年、６７世帯、令和２年、７６世帯、令和３年、６２世帯、令和４年、６９世帯となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君。

○１３番（後藤　功君）　外国人の生活保護は、よその自治体でも大分問題になっているところがあるんです。ある人に言わせると、日本人も少ないのに、外国籍の人に生活保護まで与えるのはどうなんだと。ある意味では、素朴な疑問もあります。その辺の実態は分からないんですけれども、担当者は、３名の国籍は分かりますか。分かったら、お願いします。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　お答えいたします。

国籍は韓国籍となっております。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君。

○１３番（後藤　功君）　この外国籍の方は、生活に困窮している人なんでしょう。病気になってどうのこうのとか、いろいろな問題があると思うんだけれども、どういう事情で受けているのか、そこまで分からないですか。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　お答えいたします。

大変申し訳ありませんが、現在、その部分についての資料は手持ちにございませんので、お答えすることができません。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君）　ただいま１３番後藤功君の一般質問の途中でありますが、これより午後２時２０分まで休憩とします。

（午後１時５９分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君）　再開いたします。

（午後２時２０分）

○議長（真船正康君）　休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

１３番後藤功君の一般質問を許します。１３番後藤功君。

○１３番（後藤　功君）　今答弁をいただいて、外国人の生活保護世帯があると。今、よその自治体でそういう事例が問題になってきているところがあるんです。外国人の生活保護でどういうことが起きているかというと、日本人からすると、国籍もない外国人に何で生活保護なんだと。我々日本人で納税者側からすればそう言いたくもなります。日本人に対してならまだしも、何で外国人にまでそういうあれなんだと。そういう素朴な疑問があります。

この前聞いたら、今は外国人も日本に二百数十万人いる。世の中の流れとしては、外国人を入れないと日本の経済はもたないんだと言う人がいて、どんどん移民を入れているんです。しかしながら、世界の外国人、移民に対してどういうことが起こっているかというと、ヨーロッパでは移民を際限なく入れるというか、そういう政策を取ってきたために副作用が生じている。外国人がいろいろな問題で、例えばイギリス、ドイツにしても、国内の労働者、自国民の労働を奪うんだと。住めば、医療、それから年金とか、いろいろな問題が生じます。そういったことに対して負担が大変だと。それに反対する勢力が暴動を起こしたり、そういう排斥運動まで発展している。日本はまだそういう状態ではないです。

しかしながら、このまま行けば、先行きはそういう事態になるんだと警告を発している人がいっぱいいます。そのような状態の中で、西郷村は今３人と言いましたが、ほんの僅かですが、この先どうなるかは分からない。こういうことに対して、私から言わせれば行政が無防備である。困窮という名目でこれ受けているんでしょうが、今答弁をお聞きすると、どういう理由とか、そういうことが定かでないというような答弁です。そういう状態は果たしてどうなんだと。これはもう一度聞きます。

生活保護を受ける、受けないの審査というのは県がやったんですか。村なんですか。

その辺の役割分担ということを、まず説明してください。

○議長（真船正康君）　福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君）　お答えいたします。

生保申請の受付は、役場、福祉課、地域福祉係の窓口にて行っております。

まず、申請ですが、保護の申請は、保護を必要とする本人か、その者の扶養義務者またはその者と同居している親族に限られます。これ以外の者には申請権はございません。

生活保護の手続の流れといたしましては、まず、事前相談として、窓口にて、生活の状況、身体状況、就労状況、家族構成、預貯金関係などの状況などを含め、本人の生活状況について聞き取りを行います。相談、説明の中で、まず、生活福祉資金、各種社会保障、施策等の活用ができないかを検討いたします。検討の結果、保護が必要であると判断した場合、申請の手続を行っております。この場合、家庭においてどのくらいの収入や資産があるかを申告する収入申告書や資産申告書、また、収入や資産の状況について関係機関に報告を求めることについての同意書などを提出していただきます。その後、提出していただいた保護申請書と必要関係書類は、生活保護実施機関であります福島県県南保健福祉事務所へ提出いたします。この提出を受け、保健福祉事務所の担当員が対象となる方の家庭などを訪問し、生活の状況などを聞き、金融機関などの関係機関や扶養義務者への照会を行います。調査が終わると、保険事務所は、保護を受けられるか、受けられないかを決定いたします。

以上が保護申請から決定までの流れとなります。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君。

○１３番（後藤　功君）　今答弁いただいたんですが、その流れは分かりました。

村の窓口で保護を受けられる、受けられないのあれはないんだと。これは県なんでしょう。私は、知り合いに保護を受けている人もいるわけです。実態は、その人ばかりではないけれども、生活保護をもらうと、すぐパチンコ屋に行ってしまうんだと。競馬場に行って買ってきたと。これが実態なんです。みんなとは言いませんよ。でも、私から言わせれば、一番最高に安心した公務員なんです。毎月１５日かどうか分からないけれども、額は少ないかもしれないけれども、安心してもらえる。我々一般の人より安心感があるわけです。必ず入る。最低限は保障される。そういうのがどんどん増えてくるわけです。

もちろん私は、そういう人たちはみんな切ってしまえとか、そういう乱暴なことは言いませんが、本当に困っている人は助けてあげなければいけない。しかし、実態は、かけ離れている面もいっぱいあるわけです。だから、先ほど申し上げたとおり、性悪説に立てば、人間はずるいやつとか、どんどんそうなっていくんです。一番困るのは、最低の年金で暮らしている人がいっぱいいるわけです。泣く泣く税金を納めて、そういった人たちが本当に最低の生活です。一旦、生活保護をもらっちゃうと生涯安定、それなりの生活にしかならないけれども、そういうのが実態なんです。

まして、今度は外国人まで、在日朝鮮人だか何だか分からないけれども、これから

どんどん増えてくる外国人で、今度はそういう生活困った人がどんどん増えていったらどうなるんだと。これは担当課長ではできないんでしょうけれども、こういう問題が起きてくるということは十分考えられる。私はそういうことを危惧して、先手を打ってこれをやっているわけですけれども、だんだん西郷村にそういう波が押し寄せてくる。どうするんだと。我々、最低限の納税者は、先ほど申し上げたとおり、かつかつで、やはり、税金という義務だから納めている。しかし、公的には何もない。

ついでに申し上げると、生活保護者は、医療費はただです。だから、見ていると、医療がただだから、我々より医者に行っているんです。私もこの間、入院したんだけれども、何回も手術を受けたりしている。医療機関は、最高なお客というか、国で出してくれるからどんどん来い来い、大歓迎、ウエルカムです。そうなんですよ。医者は、生活保護は取りっぱぐれないから、患者自身も健康になっちゃうんだから、そういう実態を私は見ているわけです。この辺は、これから非常に大変な問題になる。そういう実態があるんです。だから、窓口だけで基準がはっきりしないものだから、恐らく対応するのも困るんだろうけれども、しかしながら、そういう実態も把握しておく必要がある。何でもかんでも困った人を助けろという一くくりでやったらとんでもないことです。特にこれから外国人がどんどん増えてくる。我々、古来から住んでいる本当の日本人はどうなんだと。だから、福祉というか、そういうカテゴリーで、聞こえはいいが、何でもかんでもやっていったら大変なことになる。そういう人がいたから、バッシングを受けようとも、私はあえてこれは言っておかなきゃならない。そういう使命感で私は言っている。大変な問題だ。そういうふうに、なんだったら、むしろ、ベーシックインカムで全ての人にある一定の金額を渡すとやったらどうですか。それも１つの考えです。日本人も助けないで、外国人ばかり、今は３人かもしれないけれども、大変な問題になります。女性にこんな厳しいこと言って、ごめんね。村長のほうがいいんだけれども、逃げちゃった。私はそういうふうに思います。

ですから、こういった問題もこれからどんどん恐らく大問題になってくるんじゃないですか。だから、金が何ぼあっても足りなくなる。今朝のニュースを見ると、政府は子育て世帯に１人当たり５万円給付すると公明党が言っている。野党も今度は、立憲民主党も対抗して、選挙が近いからばらまいている。今、怨嗟の声というのが上がっているわけです。要するに、非課税世帯を上回る年収３８０万円以下が非課税世帯でしょう。私らはもらえるよ、うちは来ないと。そういうことで、非常に軋轢というか、変な意味で問題になっているんです。あんたはもらっていいなとか、そういういろいろな問題で次から次に、この間は５万円、また５万円と。何なんだと。政府に文句を言わなきゃならないんだけれども、そういう問題もあります。

ですから、この問題は、あえて外国人ということで取り上げた。また、日本人は、少なからずコロナもあるでしょう。そういったことで、ざんぞんしている。恐らく、ますます増えると。そういうことで、生活実態は、県の皆さんも抜き打ちではなくて、事前に行きますよと。実態は愛人と暮らしているのに、そのときだけ別れて、そういうのもいっぱいいるわけです。それから偽装離婚もある。夜だけ一緒になっている。

それから、車も持っている。しかし、他人名義で登録しているから分からない。実際、そういう人がいるんだから。パチンコは、地元では目立つからといって、ちょっと遠くに行ってやっている。本当に真面目な納税者はやりきれないです。ですから、我々も、１つの弱者救済とかいろいろな面に対して、こういう議会でも何でも、ここに手当しろ、ああしろ、こうしろと言うんです。

しかし、財政をあずかる、西郷村を運営する村長は、そういう聞こえがいい、ちゃんとした裏づけを持った、どこに福祉を差し伸べるか、そういうことをきちっとやってもらいたい。何でもかんでも、福祉の名目で野放図にやったらどうするんだと。真面目に納めている納税者はたまったものではない。そういうことをまず頭に入れていただいて、めり張りの効いた行政をやってもらいたい。これは全てに言えます。この項はいいです。次に移ります。

２番目に、防災、犯罪防止ということで出しておきました。

防災ということで、東日本大震災以来、ある意味では、声高に議会でも防災意識が高まったり、各議員さんも度々この場で取り上げた経緯があります。私は、拠点整備ということでいろいろ考えて、役場としても、今度はいよいよ着工の運びとなる。それ以前に防災の拠点、今、にしごうキッズクリニックがあったところに、あの辺に、そういうことをつくるということで以前からやっていますよね。変更になって、それから、そういうことはどのようになっているのか、私も分からない。

今、ＮＨＫでも９時から特集でやっていました。津波が来て、高知県がものの２０分しか余裕がなくてすぐ逃げなきゃならない。そのときはどうするんだと。これは都市災害で大阪湾、梅田がすぐに津波で一遍にやられたとか、西郷村長は、前に給食センターをつくるとき、１，０００年に一度だと言っていた。しかしながら、災害はいつあるか分からない。そういうことに対して、無防備ではいけないです。その辺は、もう少し、やはり、人々の生命、安全を預かる立場として、根幹の問題について、もう一回、私は再度基本的なことを聞きたいと思います。この辺はどうですか。

○議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。

○村長（髙橋廣志君）　防災に対する基本的な考えということであります。

村で近年実施しております自然災害のための具体的な施策につきましては、旧防災行政無線に代わる新しい情報発信配信サービス、＠ＩｎｆｏＣａｎａｌやエリアメール、緊急速報メールによる避難情報の配信、必要な箇所への土のうステーションの設置、避難所案内看板の設置、令和４年９月に新しいハザードマップ、西郷村総合防災マップを全戸配布したところであります。

また、必要な物品及び食料品等の備蓄促進、災害協定の締結促進、自主防災組織の結成促進及び支援、消火栓の新規設置などの事業を行っております。

おただしの防災拠点に関する計画につきましては、今後、建設予定の新たな庁舎に防災機能を有しております新庁舎の主な防災対策及び機能でございますが、まず、新庁舎の耐震性能といたしまして、高い耐震性能を確保した建物となり、災害対策本部機能として、国や県、他市町村、地域の消防団と速やかに連携を図るための県防災シ

ステム等の情報通信機器を整備いたします。

また、３日間のライフラインの代替機能を保持するため、非常用発電機や貯水槽、庁舎敷地内には防災備蓄倉庫を整備し、非常用の食料品や飲料水等、その他、毛布等を確保し、災害時に備えることができるように考えているところであります。

さらに、災害発生時等は、村民や帰宅困難者が庁舎に一時的に避難してくることが想定されますので、庁舎内への一時避難場所や防災広場において、災害時にはテント張るスペースやかまどベンチでの炊き出し、仮設トイレとしてマンホールトイレを設置し、一時避難場所として活用する考えでございます。

以上のことから、自然災害に備えて、ハード面での防災拠点の整備からソフト面での施策の充実を図り、減災に努め、今後も引き続き、国や県の協力を得ながら防災対策、さらには災害に強い村づくりに取り組んでまいります。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君。

○１３番（後藤　功君）　今度は、新庁舎の整備の中で考えているんだと。私はキャパが足りるのかと。私も従来考えていたのは、もっと広い敷地の中で、災害になると、相当な予期せぬいろいろな土地、場所が必要なんです。例えば自衛隊が出動した。ああいう大型車両がどんどん来た。それでも対応できるようなキャパがあるのかと。役場の庁舎の前庭だけで事が済むのかということです。従来は、それ以前にはもっとちゃんとしたものつくるわけじゃなかったのかと。消防団長である矢吹議員が本当に心配していた。

ところが、蓋を開けてみれば、庁舎の一部で一くくりでやるんだから心配するなということなんだけれども、私は、どうもその辺は、こういった問題に対して、備えが足りないんじゃないかと。つくってみないと、これは分かりませんよ。

しかしながら、私はあえてその辺はどうなのかなと。各地の災害を見ると、予期せぬいろいろな問題が出てきます。例えば避難するといっても、体育館に避難しても、寒さで困った。ベッドがない。段ボールベッドが幾つ足りない。それから、各地からいろいろな支援物資が送られてきても置くところがないとか、そういう災害に対してのインフラが問題なんです。そういうことに対して想定しているのか。想定した上で、そういう備えの大規模なことを考えているのか。１００年に一度、２００年、３００年、５００年、過去の例から見て、そんな頻繁に起こるものではないから、そんなものは必要ないんだと言えば、そのとおりで分からない。

しかしながら、近年は、今までの常識が当てはまらない。一気に来る。その辺を私は危惧して、あえて取り上げたわけです。その辺は、私が今言ったようなことに対して、どういう考えを持っているのか、もう一回、聞きます。

○議長（真船正康君）　村長。

○村長（髙橋廣志君）　お答えいたします。

災害が大きくなればなるほど、議員おっしゃるとおりでありまして、敷地が足りるかどうか、そういう心配もありますけれども、現時点で想定されるものについては、今後、その中でやっていくということで、こういうものについてはそれで完結ではあ

りません。必要があれば、また敷地を買収したり、次の手だても考えていかなければならないと思います。そういうことで、柔軟に対応すべきことだと私は考えております。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君。

○１３番（後藤　功君）　柔軟対応戦略と。アメリカが昔考えた作戦なんだけれども、そのとおりなんです。村長は、真逆のことを今までやってきました。給食センターは盛んにできると言っていたのに、また水を差すのかと言われるかもしれないけれども、腰までつかった水がでた、そういうところにわざわざつくっちゃった。口では、今そういう考えはないんだと。でも、実際やっていることは、災害が想定されるところにつくっているんです。議会を二分した反対の中で押し切ったでしょう。今でも、私は何ということだと。村民のある人は、何なんだということで今でも言われます。言わば、口では災害対策どうのこうのと言っているけれども、やっていることは真逆じゃないのかと。こういうことで言っておきます。この項は終わります。

次に移りますが、メガソーラーについてということで取り上げました。

メガソーラーの問題も、台上地区のメガソーラー云々で、過去に、私以外の議員も取り上げて、いろいろなことで議論を交わしました。

しかしながら、もう今は台上地区の６００町歩はほとんどメガソーラーで埋め尽くされている。工事関係者もだんだん宿舎も引き上げている。これは西郷村の問題だけじゃないんです。国の政策が問題なのです。

なぜこういうことを取り上げたかというと、言わば西郷村にも、中国資本、外国資本、いわゆる中国の１００％子会社である上海電力が買収して実際やっているんです。それは、中国のある学者とか専門家に言わせると、中国の国家戦略なんだと。日本の土地を買収しちゃって、そして、エネルギーのインフラ、電力をやっちゃえと。日本は、その場合、そういうことを抑えられちゃうと、実質的に中国の支配下になってしまうわけです。目先のことしか考えない人は、西郷村に来たんだと。西郷村民も、割と案外分からないんです。ただメガソーラーができちゃった。何なんだと。議会も賛否両論あって、私は反対したけれども、しかし、ああいう現実に着々と開発が進められてしまう。そして、先頃、政経東北で日本の西郷村の財政力指数がいいとか、それから近隣市町村が羨む自治体だと。髙橋村長の手腕云々じゃなくて、地政学的に西郷村が恵まれているからそうなった。いや、実際そうです。政経東北の記者もそういうことを言っている。村長を持ち上げるようなことは書いていなかった。でも、村長は満面の笑みで、それは印象がよかったですね。

そういうことではなくて、他町村が羨むと。当然でしょう。しかし、私が言いたいのは、それは当然だ。しかし、そういううらやむような地政学的に恵まれた西郷村が、実際はまだまだ発展する余地があるということです。村長のかじ取り次第で、まだこんなものじゃないと思います。

ついでだから、村長に唐突ですがお聞きします。これは関連していますから、去年、白河市に大手上場企業の医療機器メーカーのニプロが進出しました。それで、ニプロ

が西郷村にもそれ以前に打診したと、私は聞いている。これはうそか本当か、村長、正直におっしゃってください、後でばれると困るから。

今、国会で高市早苗議員が総務省の改ざん問題で民主党の議員に言われている。私は、議員辞職するまでは、安倍総理が言ったとおりと言っていた。いずれ、本当かうそかというのはばれるわけです。だから、本当のことをおっしゃっていただきたいんですけれども、ニプロから西郷村に打診があった。西郷村が土地は手当できないから断ったということです。これは本当ですか。その辺。関連がありますから聞いています。

○議長（真船正康君）　村長、髙橋廣志君。

○村長（髙橋廣志君）　お答えいたします。

先ほど政経東北の話、ありがとうございます。私の力じゃなくて地政学、そのとおりであります。また、先人たちの努力と現役世代の頑張りです。そのとおりであります。

それで、ニプロの進出を私が断ったということでありますけれども、私は、この話は聞いておりません。はっきり言います。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君。

○１３番（後藤　功君）　話を聞いていないと。聞いていないんでしょう。もし、それが事実だったら、これは何だろうと。今、企業誘致で大変だと言っていて、わざわざ西郷村はどうですかと言われた場合、いや、うちは工場用地が手当できないからいいですと、まさかそんなことを言うはずないと思って、村長はここは否定された。それはそれでいいです。

私は、政経東北にも関係するんですけれども、過去、菊地村長以来ずっと企業誘致というのは主だったものはないですね。髙橋村長にも期待するんですが、具体的にそれだけ他町村が羨む自治体なら、当然、企業も来なきゃならないでしょう。過去３０年来ていないんだから。一体、どうなんだと。私は、やはりそれは村長を筆頭とする役場の体制が積極的でないなと。それだけ地政学的に恵まれているところに企業が１社も来ないというのは何なんだろうと。白河市の場合は、現市長になって３０社、この間もニプロが来た。あるいは県営工業団地がある。それにしても西郷村と完全に差があるんです。この辺はどうなんだろうと。もし、そういうことに対して能力がないとか、あるとか、これは人間だから差はあります。

しかしながら、やる気があるとかないというのは、また別の問題なんです。私はどうもやる気とか、情熱とか、そういうことに対して淡泊なのではないかと言わざるを得ない。これは、にっちもさっちもいかない新幹線から１００キロも離れて山奥で、トラックで何時間もかかるところだったら企業は来ない。しかし、他町村が羨む、我々もそうですけれども、そういう立地にあって、３０年間の企業が１社も来ないというのは、これはどこかおかしい。そういうことを、やはり十分踏まえた上で村政運営に当たっていただきたい。このように望みます。

時間もないですから、この項はやめますが、どういうことなんだというと、また蒸

し返すようになりますが、特養ホームの老人ホームですか、まきば保育園の前の２町５反、これなども特養ホームが悪いとは私は言いませんが、しかし、そういう地政学的に見て、インターチェンジを下りてすぐ、２万５，０００平方メートルのまとまった土地をですよ。この前、上新田のある方に、あそこ何ができるのかと聞かれた。地元の人も分からないんです。老人ホームだよと言った。そうなのと驚いていました。私も、本当は、我々はあそこは商業地として、いろいろなことに対して活用できるんだけれども、どうも押し切られちゃったと。今、建設工事が始まって、そんなことを言ってもしようがない話なんだけれども、しかしながら、本当に残念ですね。

だから、さっきのニプロ問題も、工場を手当てできない。２町５反のまとまった土地だから、ニプロに限らず、何か来られるはずなんです。そこに雇用が生まれ、固定資産税も入る。交流人口も入る。そういう土地が何で、特養ホームだって、これだけの１９２平方キロメートル、西郷村にはいっぱい適地があるはずなんです。まして、買った土地は、佐藤前村長が先端産業誘致するんだと。それは本気かどうか分からないけれども、そう言っていた。その後継者である髙橋村長は、全然関係ないことをやっている。どうなんだと、ほかの議員さんも言っている人がいましたよ。何だ、髙橋村長は後継者なのに指名を受けたらがらっと変わっちゃったと。始まったことを今さら言ってもしようがないことですが、しかしながら、私から言わせれば、雑誌がそう書いてあっても、それは一面しか見ていない。実は、本当にもったいない土地の使い方をしている。そういうことで、私はそう思います。この辺でこの項はやめます。

それから、教育行政について移ります。

国守りの根幹は教育も重要だと考えるが、教育でどのように教えているのかということであります。私は、今いろいろな問題があります。先ほどとも連動するんですが、一体、日本の国をどういうふうに導いていくのか。子どもたちはどういう教育を受けているのか。少なくとも、日本の歴史とか成り立ちで、先ほど、外国人勢力がどんどん入ってきたら、移民が考えられるんです。これからどんどん、政府がそうです。少子・高齢化で労働力が足りないと言って、みんなどんどん入れているわけでしょう。その副作用としてどういうことを考えられるのかと。国そのものが、しまいに日本人ではない人に支配される。先ほど、中国資本がどうのこうのと言いました。我々は、今度は中国人に限らず、そういう企業に、台湾のＴＳＭＣは、熊本に半導体工場を持ってきた。しかし実際、日本人は使われる時代でしょう。北海道にも半導体の工場をこの間、誘致した。そうすると、逆に日本人が低賃金で働かされる構造です。そして、もうけたのは本国に持っていっちゃう。そういう経済構造が今着々と行われている。これは大変な問題です。

私どもの日本の賃金が３０年間上がらない。アメリカはどうなんだ。韓国、台湾に抜かれた。３０年前から全然上がっていないでしょう。そういう構造問題があるんです。そのことは、日本の教育において、子どもたちにきちっと教えない。日本のよさとか、いろいろな文化、全部そういうことを、実際は、私は教師をやっていないから分からないです。実際はやっているんだよと言われても、しかし、表れてくるのは自

由奔放に生きて、お花畑的な人ばかり。選挙になれば行かない。俺には関係ないんだというのは、ほとんど若者層です。だから、西郷村政なり国政も、ある一定の宗教団体とか、そういう利害関係者、利権の団体がみんな押さえている。あとの７割は、みんな蚊帳の外で税金だけ納めて取られているんです。それは行かないのが悪いんだけれども、西郷村だってそうでしょう。選挙をやるたびに下がっていく。半分しか行かないんだから。半分の利権者のために政治をやったら、髙橋村長はずっとやっているでしょう。そういう構造です。こういうことが果たしてどうなのかということで、教育はどういうふうにやっているんだということを、教育長、伺います。どうですか。

○議長（真船正康君）　教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君）　１３番後藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

国守りの根幹は教育が重要だと。教育現場でどのように教えられているのかというご質問でございます。

学校教育法の３０条、小学校教育の目標でございますが、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得されるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うというふうにあります。

これを受けて中学校では、学校教育法の６４条の第１項に、中学校教育における目標は、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うことというふうにあります。

議員おただしのように、国家の形成者及び社会の形成者として、その資質を養うということは大切なことであるということで教育しているところでございます。特に日本人として郷土を愛する、そして地域や日本を理解することは非常に重要なことであると考えております。地域や日本がこれまで培ってきた歴史や文化、こういったものをしっかりと理解する。それから、世界とともに歩んできた経緯をしっかりと学習を通して学んでいるというところでございます。教科の中だけではなくて、体験学習あるいは防災教育、環境教育、キャリア教育、人権教育、情報教育、国際理解教育、主権者教育、道徳教育など、様々な学習を通して学んでいるところでございます。

ただ知識のみを学ぶだけではなくて、学んだことを自分の人生、生き方ですね、そういったものや社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質や能力を身につけて、主体的に対話的で深い学びを進めながら、生きる力というものを育む教育を取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君。

○１３番（後藤　功君）　ただいまの答弁でおおむね理解しますが、私のほうも、学習において、要は素人的に言えば、やはり、子どもたちに世の中の仕組みということを教えなければならないです。例えば、物がどういうふうにしてつくられるとか、今おっしゃった体験させるとか、工場というのはどういうふうにして稼働しているのかと。行政はどうなんだと。歴史も全てです。そういう仕組みを社会科の中で教えているの

か。

どうも、私はうがった見方をすると、今スポーツとか、いろいろな芸能人がどうのこうのとか、そういうことだけで浮ついたことしか関心がない。先生方も、私が通っている頃はみんな背広きちっとした格好で教壇に上がっていた。今はふだん着でやっているんでしょう。めり張りがつかないんです。そういうことでは、もともと生徒と友達感覚なんだか知らないけれども、自らの服装自体が乱れているじゃないのと。でも、それは動きやすいからそうだけれども、昔は、先生はネクタイを締めてきちっとしていた。それなども、社会的な緩みがあるんじゃないかと。校長がそんなことを言ったら、校長をクビだと、日教組が強いからなるかもしれない。だから、そういうことで、時間がないからあまり言いませんが、私は、やはり教育の根幹はそういう歴史とか、従来、日本で培われた、日本という国はどうなのだと。どこからどうなって、どうなったんだと。そういうことをきちっと教えるべきだと、このように思います。時間がないので、次に移ります。

次に、食育がどうなっているんだと。これは、私、１つ思いがありまして、私も去年体調を崩した。食育はどうなんだと。やはり、大人になってから、皆さん、大概、中高年、それから高齢者になってから、ある病気をきっかけに、何を食べたらいいとか、どうのこうの、医者に行っても医者は薬を飲めだけですから、私は、学校の頭の軟らかい教育段階で、食育の教育が大事だと思うんです。何を食べたらいいとか、あまり暴飲暴食の生活をしていると、こうなるんだよとか、そういう基礎的な教育がどうなっているんだと。今やっているのかもしれないけれども、それが実は、いろいろな問題に関係します。

どういうことかというと、今、国民医療費は４０兆円です。そうすると、税金、保険料を納めると、例えば、１０万円のうち、実際は５万円か我々は可処分所得として使えない。これは、みんなそういうことで関係している。今、医療問題で、如実に大変です。薬を飲め飲め、みんな国民は、医療機関では薬を飲まないでごみ箱に行くのが１３兆円も薬を投げている。我々の貴重な保険料は、みんなそういう無駄になる。それも、小さい段階から、食育とか、こうなれば健康です。例えば何％でもそういうことに対して皆さんが賢くなれば、ひいては医療費というものが縮減されるんじゃないんですかということを私は言いたい。

そういうことで、国家破綻、個人においても、実際、教育長は何百万円もらっているか分からないけれども、半分は恐らくそうなっちゃっているでしょう。だから、これは大変な問題なんです。医療費がどんどんとね。だから、今は高額納税者は発表しませんから、開業医の稼ぐ人は何億円も稼いで、子どもにベンツだ何だ、フェアレディだ、高級車に乗せて、でも、これは異常なんです。そういうのがまかり通っている。だから、アメリカのように、国民皆保険ではなくて、みんな自己負担でやるわけですけれども、これも日本はあまりにもやり過ぎです。

今、医療で１か月何千万円もかかっている患者もいるわけです。大変なものです。何ぼ我々が保険料を納めても間に合わない。それによって命が救えるという観点から

言えば、それはいいことかもしれないけれども、しかし、国民的なそういうコストからいったら大変なことだと。

こういった観点から、私は、やはりこれは食育をもっと徹底して教えるべきだと。それが賢い人は、そうなってきたら、みんな健康になる。その辺の考えはどうですか。お聞きします。

○議長（真船正康君）　教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君）　議員のご質問にお答えいたします。

今ありますように、やはり、健康は、私たちの一番のベースになって大事なところでございます。特に東北地方は塩分を取り過ぎるというところで、そういった食事に関する問題については非常に学校も気をつけております。そしてまた、コロナ禍になりまして、非常に子どもたちの食生活も変わってきました。

そういったこともありまして、学校では、やはり給食というものを通しながらいろいろ食育を進めておりますが、今、本村で取り組んでいることについてお話ししたいと思います。

本村では、望ましい食生活の在り方というものを知り、進んで実践していくことができる子どもの育成を目指して、学校、家庭、そして地域が連携して食育というものを推進しております。

食は心身の栄養を補うものであり、医食同源という言葉もあるように、学校給食では、将来の健康の維持増進につながる予防医療の観点を取り入れています。また、子どもたちが生きた教材として、栄養や流通、地場産物、それから感謝の心というものを学べる機会になるような給食の提供を行っているところでございます。

また、食に関する指導として、学校給食センターで勤務しております栄養教諭が学校訪問して年５３回、授業を行っております。授業では、よくかむことの大切さや、朝食の役割、栄養素の役割について学習しております。

中学校では、スポーツ時の栄養、それから受験期の食生活について学習しております。

肥満傾向の子どもに対しては、個別の指導では、児童生徒、保護者に対して、食生活や摂取量、間食、食事の合間に取ってしまうおやつなども、そういったところの適正な取り方なども支援して行っております。

また、毎日の給食に合わせたランチトピックスというものを給食センターで発行しておりまして、各学校で、今日の食事についていろいろメッセージを送っておりますが、校内放送を使って、子どもたちに楽しい給食を食べながら、食材の栄養とか行事食、それから食文化というものについて学習できるような発信を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君。

○１３番（後藤　功君）　最後に、今、黙食をやらせていると思うんですけれども、これはいつ普通の従来の食事になるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（真船正康君）　教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君）　黙食をどのようにしているのかということのご質問でございます。お答えいたします。

学校給食の食事を取る場面においては、文部科学省の作成する学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものがございまして、その中で、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしないとか、それから大声での会話を控えるなどの対応が必要であるとの旨が記載されており、本マニュアルに沿って各学校において黙食を実施しております。現在、インフルエンザも流行しておりまして、また、特に中学校では受験期ということもございまして、注意をしながら進めているところでございます。

座席配置の工夫や、適切に換気をするなど、基本的な措置を講じれば、給食の時間において、必ずしも黙食は求めていないということについて、令和４年１１月２９日に文科省から通知がなされました。給食の時間は、児童生徒にとって社交性やマナーを養う大事な時間でもあります。給食の献立で苦手なものが出たとしても、友達と楽しく食べることによって苦手な食べ物を克服するお子さんもおりまして、コミュニケーションの重要性について深く認識しているところでございますが、各学校において、感染状況を考慮して、児童生徒の感染拡大防止を優先として、引き続き、給食の時間を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君。

○１３番（後藤　功君）　黙食は、もうやめていただきたいと、このように要望しておりまして、質問を終わります。

○議長（真船正康君）　１３番後藤功君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正康君）　これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、３月１４日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後３時１８分）